

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年11月30日
【事業年度】	第8期(自平成26年9月1日至平成27年8月31日)
【会社名】	株式会社メタップス
【英訳名】	Metaps Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐藤 航陽
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号 住友不動産新宿オークタワー30階
【電話番号】	(03)5325-6280(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 山崎 祐一郎
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号 住友不動産新宿オークタワー30階
【電話番号】	(03)5325-6280(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 山崎 祐一郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成25年8月	平成26年8月	平成27年8月
売上高 (千円)	1,301,671	2,265,073	4,126,252
経常損失 () (千円)	2,049	510,138	349,136
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	12,263	510,818	390,984
包括利益 (千円)	19,455	506,696	391,212
純資産額 (千円)	595,033	88,336	8,020,540
総資産額 (千円)	1,554,556	1,117,294	9,295,033
1株当たり純資産額 (円)	51.26	115.39	650.37
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 () (円)	1.66	64.66	40.64
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	38.3	7.9	86.0
自己資本利益率 (%)	3.7	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	149,527	729,163	1,863
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	83,746	188,755	258,914
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	977,246	40,158	7,767,043
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,194,812	249,987	7,783,420
従業員数 (人)	42	67	88
(外、平均臨時雇用者数)	(-)	(-)	(-)

(注) 1. 当社は第6期より連結財務諸表を作成しております。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 第6期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。また、第7期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

4. 第7期及び第8期の自己資本利益率は、当期純損失を計上しているため記載しておりません。

5. 第6期及び第7期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。第8期の株価収益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。

6. 平均臨時雇用者数は、その総数が従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。

7. 第6期以降の連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。

8. 当社は、平成27年1月29日開催の取締役会決議により、平成27年2月6日付で株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成23年8月	平成24年8月	平成25年8月	平成26年8月	平成27年8月
売上高 (千円)	435,087	324,334	1,036,167	986,793	1,964,020
経常利益又は経常損失() (千円)	166,706	276,788	19,789	409,396	275,293
当期純利益又は当期純損失() (千円)	65,684	277,323	34,103	409,686	301,793
資本金 (千円)	35,980	229,210	479,261	479,261	4,628,469
発行済株式総数					
普通株式 (株)	52,200	69,150	691,500	691,500	12,332,310
A種優先株式	-	-	98,562	98,562	-
純資産額 (千円)	2,306	111,442	645,550	235,864	8,232,486
総資産額 (千円)	139,584	281,545	1,520,557	1,190,345	9,107,915
1株当たり純資産額 (円)	44.18	1,611.61	44.86	96.72	667.55
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益金額又は1株 当たり当期純損失金額() (円)	1,294.04	4,365.85	4.60	51.86	31.37
潜在株式調整後1株当たり当期純利 益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	1.7	39.6	42.5	19.8	90.4
自己資本利益率 (%)	-	-	9.0	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	25 (-)	25 (-)	36 (-)	50 (-)	59 (-)

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

- 第4期、第5期及び第7期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。第6期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。
- 第4期、第5期、第7期及び第8期の自己資本利益率は、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
- 第4期から第7期までの株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。第8期の株価収益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
- 1株当たり配当額及び配当性向については、無配のため、記載しておりません。
- 平均臨時雇用者数は、その総数が従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。
- 第6期以降の財務諸表については、「財務諸表等の用語、株式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。
なお、第4期及び第5期の数値については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)に基づき算出しており、有限責任あずさ監査法人の監査を受けておりません。
- 当社は、平成27年1月29日開催の取締役会決議により、平成27年2月6日付で株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算定しております。
- 平成27年4月30日及び平成27年5月7日付で、A種優先株主及びB種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式及びB種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式1株及びB種優先株式1株につきそれぞれ普通株式1株を交付しております。またその後平成27年5月8日付で当該A種優先株式及びB種優先株式を消却しております。
- 当社は、平成27年5月8日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

2【沿革】

年月	概要
平成19年9月	当社代表取締役社長佐藤航陽がイーファクター株式会社を設立。SEO(検索エンジン最適化)を中心としたマーケティングコンサルティングサービスの提供を東京都世田谷区で開始
平成22年6月	東京都新宿区新宿六丁目29番8号に本社移転
平成22年7月	共同購入型のクーポンサイト“TOKUPO(トクポ)”を開設
平成23年4月	アプリ収益化プラットフォーム“metaps”のサービス提供を開始
平成23年6月	SEO事業をngi group株式会社(現ユナイテッド株式会社)へ譲渡
平成23年6月	シンガポール子会社、Metaps Pte. Ltd.を設立
平成23年12月	イーファクター株式会社から株式会社メタップスに社名変更
平成24年4月	香港駐在員事務所を設置
平成24年6月	東京都新宿区新宿二丁目5番12号に本社移転
平成24年10月	米国支店、Metaps Internationalを設立
平成25年4月	共同購入型のクーポンサイト“TOKUPO(トクポ)”をテレビ東京ブロードバンド株式会社へ事業移管
平成25年4月	韓国支店、Metaps Koreaを設立
平成25年10月	台湾支店、新加坡商媒達思股份有限公司台湾分公司を設立
平成25年12月	中国子会社、盈利点信息科技(上海)有限公司を設立
平成26年4月	オンライン決済プラットフォーム“SPIKE”のサービス提供を開始
平成26年6月	英国にMetaps Pte. Ltd.の子会社として、Metaps Europe Limitedを設立
平成26年10月	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号住友不動産新宿オークタワー30階に本社移転
平成27年5月	国内子会社、株式会社デジタルサイエンスラボを合併で設立
平成27年6月	韓国支店を閉鎖し、韓国子会社Metaps Korea Inc.を設立
平成27年8月	東京証券取引所マザーズに株式を上場

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（株式会社メタップス）及び連結子会社5社により構成されております。「世界の頭脳になる」というミッションのもと、“metaps”及び“SPIKE”の2つのサービスを軸に、世界8拠点でアプリ収益化事業を展開しております。

アプリ開発者のマネタイズがグローバルで進み、世界規模の広告プロモーションが活発になる中、地域ごとに異なる広告戦略の立案が求められております。当社グループでは、シンガポール、中国、英国、韓国に子会社を設立し、これらの子会社を中心にグローバルで事業展開を行っており、既にアジアを中心に世界中のアプリ開発者との取引を行っています。地域毎のユーザ特性等をふまえた広告配信に加えて開発段階からアドバイスを行う等、グローバルな顧客のクロスボーダーでの展開をサポートできる体制を構築しております。

“metaps”は、AI（人工知能）（1）が様々な角度からアプリの成功パターンを学習し、アプリ開発者が勘や経験に頼らず、データを活用して様々な意思決定を行うためのアプリ収益化プラットフォームを展開しております。アプリ開発者はアプリストアの分析データとユーザの行動履歴等から、より精度の高い広告と媒体のマッチングを行うことが可能となるとともに、自社アプリのプロモーションを行う場合は広告主となり、自社アプリを媒体（メディア）として広告収益を得たい場合には媒体となります。

また、新規サービスとして立ち上がったオンライン決済サービス“SPIKE”は、手数料無料の決済サービスとしてEC（2）事業者を中心に導入が進んでおり、今後決済に限らずマーケティングや電子マネー（3）をはじめとする様々な付加価値をEC事業者提供してまいります。

なお、当社グループはアプリ収益化事業の単一セグメントであるため、セグメント情報は記載せず、個別サービスについて記載しています。

（1）背景：アプリ時代におけるマーケティング手法の変化

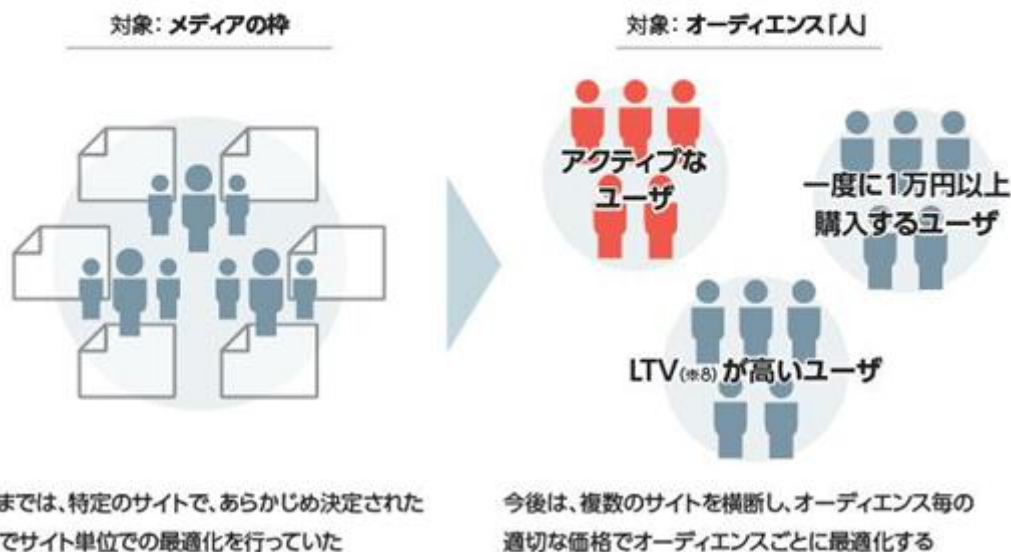
インターネット広告業界では、これまでウェブを中心としたビジネスモデルが主流でした。しかしながら、スマートフォンの普及により、ユーザのアプリ利用が増え、インターネットの利用時間もウェブからアプリにシフトしています。そのため、マーケティング手法にも新しいノウハウが必要とされており、当社は平成23年以降アプリ領域に注力し、アプリ開発者向けにマーケティングノウハウの提供を行っています。

Web/ブラウザとアプリではノウハウが異なる



マーケティングは「枠」から人へ

FacebookやTwitterなど、グローバルメディアが浸透したことにより
マーケティングがよりパーソナライズしていく時代に



上記のように、アプリにおける広告運用の最適化の方法として「人」に対する広告配信の最適化が求められる中、当社グループの展開するアプリ収益化事業は、アプリ収益化プラットフォーム“metaps”と、オンライン決済プラットフォーム“SPIKE”で構成されており、その概要は以下の通りとなっています。

(2) アプリ収益化プラットフォーム“metaps”

“metaps”は、アプリの集客・分析・収益化をワンストップで支援するアプリ開発者向けのプラットフォームです。SDK(9)(以下、「Metaps SDK」という。)と呼ばれる開発キットを導入するだけでアプリ運営に必要なKPI(10)及びデータを一元管理出来ます。また、AI(人工知能)を活用して適切なユーザに適切な広告を配信することで、アプリの収益を最大化します。具体的には、AI(人工知能)を活用した機械学習により、過去から現在に至るデータを解析し、自然言語処理による単語レベルでの類似性や、画像解析による、アイコンやクリエイティブの類似性、売上順位やダウンロード規模での競合可能性など、様々な角度からアプリの現状を可視化します。また、GooglePlayやAppStore“内”での順位の変動と、それに対応するGooglePlayやAppStore“外”(ソーシャルメディアや検索、ブログでの出現頻度/回数、テレビCMなど)でのイベントとの相関関係を解析し、予測に活かします。その結果、アプリ開発者は勘や経験に頼らず、データに基づいて最適なターゲットに対して広告配信を行うことが可能となります。

Metaps SDKが導入されているアプリは平成27年3月末現在、世界で累計約20億ダウンロード規模に上っています(過去実績:平成25年2月末 約1億ダウンロード、平成26年1月末 約10億ダウンロード)。アプリに紐づく端末固有の広告IDを検知することで、端末ベースでは約2億端末に広告配信できる規模に成長しました。当社では、Metaps SDKを導入し、アプリ内に広告を表示するアプリの集合体のことを自社ネットワークと呼び、LINE等のMetaps SDKの導入はされていないものの、当社が広告を配信できるアプリの集合体のことを外部ネットワークと呼んでおります。当社は、以下の様々な広告関連サービスを、当社グループの世界8拠点において顧客に提供することが可能です。その上で、自社ネットワーク及び外部ネットワークを用いて、より幅広いユーザに対して広告配信できることが他社との大きな差別化の要因となっております。

“metaps”の主なサービスは、以下の5つとなります。

- (ア) インセンティブ付与の成果報酬型広告サービスの提供
- (イ) 成果報酬型広告(ネイティブ広告)(11)サービスの提供
- (ウ) クリック課金をベースとした広告サービスの提供
- (エ) “Metaps Analytics”の提供
- (オ) テレビCM等のオフライン(インターネット以外)広告の提供等

“metaps”のサービスのコアとなるプロダクトが、Metaps Analyticsです。アプリ開発者はMetaps Analyticsを導入することで、アプリ運営に必要なKPI及びデータを一元管理することが出来、その上で当社が求めるユーザをターゲットとする最適なマーケティング施策を打つことができます。Metaps Analyticsでは、DAU(12)やインストール数などの主要KPIの把握や、GooglePlayやAppStoreデータに基づく競合比較分析、自社アプリのユーザ動向分析、当社独自のAI(人工知能)による売上シミュレーションなど、アプリ運営に必要な様々な機能を提供しています。現

在、世界8拠点に展開する当社コンサルタントが、Metaps Analyticsを活用したマーケティングソリューションを顧客に提供しています。また、当社では、マーケティングノウハウを蓄積するために試験的にスマートフォンアプリの運営も行って、常にアプリ開発者の目線に立ったサービス開発を行っています。

アプリ運営に必要なKPI及びデータを一元管理



Metaps Analyticsの具体的な機能は、以下の4つとなります。

広告効果レポート：配信ネットワークごとのユーザの残存率や課金率等のKPIを可視化して把握することで、最適な広告投資をサポートします。世界中の1,000以上の主要な外部ネットワークや媒体(メディア)に対応しており、広告効果の測定が可能です。

データマネジメント(DMP(14))：アプリユーザの課金額、課金回数、利用頻度などの行動履歴に基づいたセグメントを自動で作成し、一元管理することができます。複数のアプリを運営する場合はアプリを横断してデータを管理することで、顧客ごとに強固なプラットフォーム基盤の構築が可能です。

インテリジェンス：蓄積したアプリの様々なデータを解析し、AI(人工知能)により将来の売上や各種KPIの予測が出来ます。

マーケットの分析：ランキングや競合分析などのマーケット情報の提供を行います。また、アプリストアやソーシャルメディアを解析することで、自社アプリのデモグラフィック(15)を見る事が可能です。ユーザレビューの言語解析(16)も行って、自社アプリの満足点と問題点の発見が可能です。

< “metaps” にかかるビジネスの流れ >

広告主は、アプリ収益化に関するコンサルティング及び広告プロモーションを当社に発注します。

Metaps Analytics(DMP)を経由して、最適な属性・セグメントに限定されたスマートフォンユーザをターゲティングし広告を配信します。

スマートフォンユーザが、アプリを利用した際にアプリ内に広告が表示されます。広告が表示されるアプリを媒体(メディア)と呼び、以下の2種類の媒体ネットワークがあります。

(ア) 自社ネットワーク：Metaps SDKを導入し、アプリ内に広告を表示するアプリの集合体のこと

(イ) 外部ネットワーク：LINE等のように、Metaps SDKの導入されていないものの、当社が広告を配信できるアプリの集合体のこと

スマートフォンユーザが広告を閲覧し、クリックやダウンロードをした瞬間に来訪ユーザの情報とその成果通知が当社システムに自動的に送信されます。

スマートフォンユーザが広告を閲覧し、当社が成果通知(クリックやダウンロード)を受信すると、当社より媒体(メディア)に対し、媒体手数料の支払いを行います。

広告主は、当社によるコンサルティング及び広告プロモーションにより、効果的に自社アプリの宣伝効果を獲得することが可能となります。その対価として、当社に広告料等を支払います。

(3) オンライン決済プラットフォーム“SPIKE”

SPIKEは、販売者が短時間で導入出来、専門知識不要でリンクを設置するだけで利用できるEC向けのオンライン決済サービスです。これまで、ネット上でのオンライン決済は複雑なシステムの導入が必要であり、時間もかかり、手数料も発生するため粗利の低い事業者や単価の低い商品を扱う事業者にとっては導入のハードルが高いものでした。SPIKEは、誰でもシンプルな販売ページを作成出来、Web上のあらゆるところでオンライン販売を可能にします。必要なのは販売ページのリンクをシェアすることだけです。これまで、インターネット上でクレジットカード決済を導入する場合、初期費用と1回の取引ごとに約3%～5%+数十円程度の決済手数料が発生していました。しかし、SPIKEを利用することで、これら初期費用や決済手数料が無料になります(月間100万円までの決済)。

また、ECサイトに数行のコードを実装するだけで、カード決済が導入できる開発者向け導入システム(API)(17)も提供しており、中～大規模ECサイトにも対応しています。現在、初期費用・月額・決済手数料が無料で、月間決済額100万円まで利用可能な「フリープラン」と、月額3,000円で決済手数料2.55%+10円～で利用できるビジネスプレミアムの2つのプランを用意して事業を展開しています。

新しい取り組みとして、プリペイド型(18)の電子マネー“SPIKEコイン”の提供も開始しています。SPIKEで商品を販売した販売者が、代金をそのままSPIKEコインに変換でき、プリペイド型の電子マネーとしてネット上の支払いに使用できます。また、“SPIKEコイン”を使い様々な商品を購入できる“SPIKEマーケット”の提供も行っています。

< “SPIKE” にかかるビジネスの流れ >

EC事業者が提供するECサイトが決済システムとしてSPIKEを導入します。利用の際に、各種手数料がEC事業者から当社に支払われます。

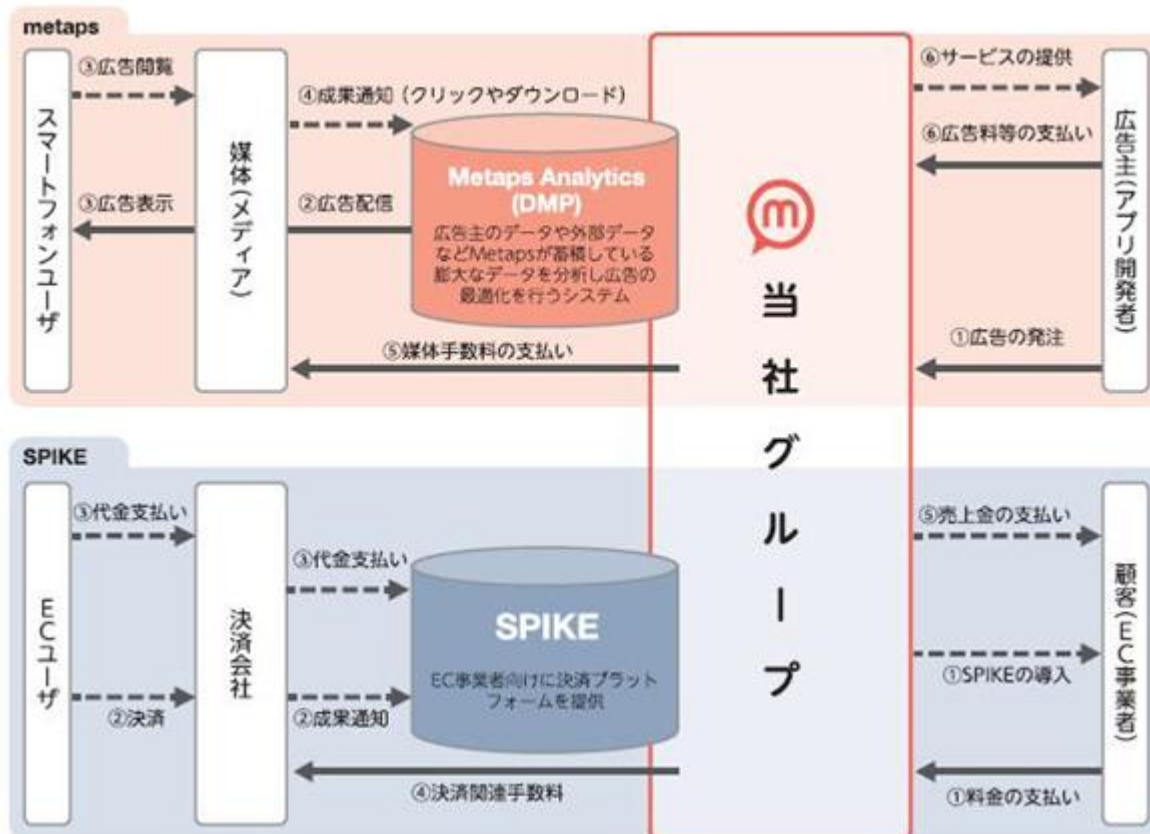
SPIKEが導入されているECサイトで商品を購入するユーザが、クレジットカードを利用し決済を行います。決済が行われると、提携先の決済会社経由で決済情報や履歴がSPIKEに送信されます。

決済会社は、商品を購入したユーザから代金を回収し、回収した代金を当社へ支払います。

当社は、決済手数料を決済会社に支払います。

当社は、EC事業者の指定するタイミングで売上金を支払います。

事業系統図



用語集

1 AI (人工知能)

Artificial Intelligenceの略で、人工的にコンピュータ上で人間と同様の知能を実現させようという試み、或いはそのための一連の基礎技術のことをいいます。

2 EC (Electronic Commerce)

電子商取引やeコマースとも呼ばれ、インターネットやコンピュータなど電子的な手段を介して行う商取引の総称のことで、インターネットや通信回線を介して遠隔地間で必要な情報を送受信して行う商取引やWebサイトなどを通じて企業が消費者に商品を販売するオンラインショップなどのことをいいます。

3 電子マネー

法的に位置づけられた貨幣そのものではなく、情報通信技術を活用した、企業により提供される電子決済サービスのことをいいます。

4 リスティング (Listing)

マーケティング手法の一つで、「検索連動型広告」とも言われます。検索エンジン (Yahoo!やGoogleなど) でユーザがあるキーワードで検索した時に、検索語と関連性の高い広告を選択して表示する広告手法のことをいいます。

5 アフィリエイト (Affiliate)

マーケティング手法の一つで、「成功報酬型広告」とも言われます。ブログやサイトに、商品やサービスの広告を掲載し、その広告経由で商品購入やサービス利用などの条件を満たした成果が発生した際に、広告主から対象者へ広告報酬が支払われる広告手法のことをいいます。

6 リターゲティング (Retargeting)

マーケティング手法の一つで、「行動追跡型広告」とも言われます。広告主のWebサイトを訪問したことがあるユーザの行動をクッキー等を利用して追跡し、他サイトの広告枠上で同じ広告主の広告を表示させる手法のことをいいます。

7 クッキー (Cookie)

Webサイトの提供者が、Webブラウザを通じてユーザのコンピュータに一時的にデータを書き込んで保存させる仕組みのことをいいます。

8 LTV (Life Time Value)

「顧客生涯価値」とも言われ、顧客が取引を開始してから終了するまでの間、その顧客がもたらした損益を累計した指標のことをいいます。

9 SDK (Software Development Kit)

ソフトウェア開発キットを意味し、特定のソフトウェアパッケージのためのアプリケーションを作成するための開発ツールのことをいいます。

10 KPI (Key Performance Indicator)

「重要業績評価指標」とも言われ、目標達成のために、具体的な業務プロセスを評価するために設定される指標 (業績評価指標: Performance Indicators) のうち、特に重要 (Key) となる指標のことをいいます。

11 ネイティブ広告

マーケティング手法の一つで、インターネット上のメディアに掲載される広告の表示形式や内容などが、そのメディアに掲載されている記事などと同じ形式で一体的に表示される広告手法のことをいいます。

12 DAU (Daily Active Users)

特定のサービスについて、1日にサービスを利用したユーザ (アクティブユーザ) の数のことをいいます。

13 クラスタリング (Clustering)

クラスタ解析、クラスタ分析とも言われ、異なる性質のものが混ざりあっている集団 (対象) の中から互いに似たものを集めてグループ (クラスタ) を作り、自動的に分類するデータ解析手法のことをいいます。

14 DMP (Data Management Platform)

様々なデータを一元管理することで、高度な分析や予測を行うためのツール群のことをいいます。

15 デモグラフィック (Demographics)

人口統計学的な属性データのこと、具体的には、性別、年齢、居住地域、所得、職業、学歴、家族構成などの属性データのことをいいます。

16 言語解析

自然言語処理とも言われ、人間が日常的に使っている自然言語をコンピュータに処理させる一連の技術のことをいいます。

17 API (Application Programming Interface)

あるコンピュータプログラム (ソフトウェア) の機能や管理するデータなどを、外部の他のプログラムから呼び出して利用するための手順やデータ形式などを定めた仕様のことをいいます。

18 プリペイド型 (Prepaid)

現金や料金をあらかじめ前払いして、商品を購入したり、サービスを利用したりすることをいいます。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) Metaps Pte. Ltd.	シンガポール共和国 シンガポール市	千シンガ ポールドル 2,000	アプリ収益化事業	100.0	当社サービスを販売 役員の兼任あり
盈利点信息科技有限公司(上海)有限公司	中華人民共和国 上海市	千米ドル 100	同上	100.0	当社サービスを販売 役員の兼任あり
Metaps Europe Limited	英国 ロンドン市	ポンド 1	同上	100.0 (100.0)	当社サービスを販売 役員の兼任あり
株式会社デジタルサイエンスラボ (注)2.	東京都新宿区	百万円 25	同上	50.0	当社サービスを販売 役員の兼任あり
Metaps Korea Inc.	大韓民国ソウル 特別市	百万ウォン 100	同上	100.0	当社サービスを販売 役員の兼任あり 資金援助あり

- (注)1. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。
2. 持分は100分の50以下であるが、実質的に支配しているため子会社としたものであります。
3. Metaps Pte. Ltd.については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。
- 主要な損益情報等 (1) 売上高 2,189,637千円
(2) 経常損失 88,436千円
(3) 当期純損失 88,530千円
(4) 純資産額 68,323千円
(5) 総資産額 754,969千円

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

当社グループの事業はアプリ収益化事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

平成27年8月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
アプリ収益化事業	88

- (注)1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む。)は、含んでおりません。また、臨時雇用者は従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
2. 従業員数が当連結会計年度中において、21名増加したのは、主として業務拡大に伴う期中採用によるものであります。

(2) 提出会社の状況

当社グループの事業はアプリ収益化事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

平成27年8月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
59	32.9	1.98	6,348

- (注)1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む。)は、含んでおりません。また、臨時雇用者は従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 従業員数が当期中において、9名増加したのは、主として業務拡大に伴う期中採用によるものであります。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は結成されていませんが、労使関係は安定しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による経済・金融政策の効果による企業業績の堅調な推移を背景に、雇用環境や個人所得の一部に回復の兆しがみられるものの、一方で消費税率の引き上げに伴う駆け込み需要の反動や海外景気の下振れの懸念もあり、経済環境は依然として不透明な状況が続いております。

当社グループが属するインターネット領域におきましては、スマートフォン市場が継続的に拡大を続けており、平成27年3月末のスマートフォン普及率は60.6%と過半数を超えるまでに拡大しています(注1)。また、インターネット広告市場は前年比12.1%増の1兆519億円と順調に拡大し、インターネット広告市場は、広告費全体の17.1%を占める(注2)までに成長しました。

当社グループは、このような環境を踏まえ、注力事業であるアプリ収益化プラットフォーム“metaps”の運営に経営資源を集中してまいりました。また、より成長力の高い企業を目指し、新規プロダクトの開発のほか、グローバルで引き続き優秀な人材の確保を進めるなど積極的な投資を行ってまいりました。

海外でも、インターネット広告市場は継続して拡大しており、平成25年に12兆円だった市場が、平成27年には16兆円に拡大すると見込まれています。また、モバイル広告市場も平成25年に1.8兆円だった市場が、平成27年には5兆円に達すると言われておりより一層の成長が見込まれております(注3)。

サービス開始から5年目を迎えたアプリ収益化プラットフォーム“metaps”につきましては、これまでの急成長を安定的な収益に繋げるため、継続して高い技術力を有するエンジニアの採用を進めつつ、より広告主のニーズに合ったサービスを提案できるコンサルティングチーム及びオペレーションチームの強化に取り組みました。マーケット分析力やプロモーション提案力に長けたコンサルタントを採用し、グローバルでのプロモーション案件を効率的に運用できるオペレーション体制の強化を図り、これにより、日本国内外問わず、多くのアプリ開発者によってシステム導入が進み、ネットワークの拡大とともに、安定的に広告案件を獲得することができました。

平成26年4月よりサービス提供を開始したオンライン決済プラットフォーム「SPIKE」においては積極的な先行投資を実施し、サービス開発を進めております。EC事業者に対し、決済だけに留まらず、集客や接客など様々なマーケティング支援を行っています。

海外拠点につきましては、引き続き、シンガポール、香港、米国、韓国、台湾、中国(上海)、及び英国の8拠点を中心に事業展開をしております。また、グローバルで開催されるスマートフォン及びモバイルコンテンツ関連イベントに数多く出展し、マーケティング活動を活発に行ってまいりました。継続的に行ってきた投資の成果として、グローバルでの広告受注が堅調に伸び、国内市場に依存しない分散した収益基盤が整いました。

以上のように、アプリ収益化事業に経営資源を集中させ、新規プロダクト等への投資及び海外事業展開を強化した結果、当連結会計年度の売上高は4,126,252千円(前期売上高2,265,073千円、前連結会計年度比82.2%増)、営業損失は320,045千円(前期営業損失488,881千円)、経常損失は349,136千円(前期経常損失510,138千円)、当期純損失は390,984千円(前期当期純損失510,818千円)となりました。

出所(注1) 内閣府経済社会総合研究所「消費動向調査(平成27年3月実施調査結果)」

(注2) 電通「2014年日本の広告費」

(注3) eMarketer, 2014

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、株式発行等により、前連結会計年度末に比べ7,533,432千円増加し、当連結会計年度末には7,783,420千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果支出した資金は1,863千円（前連結会計年度は729,163千円の支出）となりました。これは主に決済プラットフォーム“SPIKE”をはじめとする新規サービス開発のための先行投資を積極的に実施したこと起因する税金等調整前当期純損失の計上による支出357,756千円、仕入債務の増加251,520千円、預り金の増加222,003千円、売上債権の増加183,710千円等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果支出した資金は258,914千円（前連結会計年度は188,755千円の支出）となりました。これは主にシステム開発にかかる無形固定資産の取得による支出189,660千円等によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は7,767,043千円（前連結会計年度は40,158千円の支出）となりました。これは主に株式の発行による収入7,764,831千円等によるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(2) 受注実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメント毎に示すと、次のとおりであります。なお当社グループはアプリ収益化事業の単一セグメントであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)	
	販売高(千円)	前年同期比(%)
アプリ収益化事業	4,126,252	182.2

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)		当連結会計年度 (自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
IGG Singapore Pte Ltd	254,712	11.2	-	-
Ucool Inc	-	-	1,090,679	26.4

3. 当連結会計年度のIGG Singapore Pte Ltd及び前連結会計年度のUcool Incに対する販売実績は、当該販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10未満のため記載を省略しております。

3【対処すべき課題】

海外市場への対応

アプリ収益化事業の発展には、継続してグローバル展開を進めることが不可欠であり、海外での事業拡大を加速化するために、既に収益化が順調に進んでいる中華圏及び東南アジア地域における事業展開の強化と、欧州地域における体制強化を行ってまいります。事業展開の強化の一環として、日本流の押しつけでなく、それぞれの地域に応じたプロモーションロジックの構築と、現地責任者・スタッフのローカル採用強化を継続して行ってまいります。同時に、日本やシンガポールなど、先行して事業展開を行っている地域が培ったオペレーションノウハウをグローバルで共有し、「効率化」・「標準化」・「スピード化」を意識し取り組んでまいります。

開発スピード強化への対応

既存プロダクトのシステム稼働は安定していますが、インターネット領域における目まぐるしい変化スピードに対応していくためには、常に新しいプロダクトを創造し続ける必要があります。また、グローバルでユーザを獲得するためには今まで以上にプロダクトに高い質と信頼が求められます。そのため、多言語化に対応できるシステム開発や仕様作成を進める一方で、情報漏えい、情報セキュリティ面でのリスク対応強化についても並行して進められるよう、引き続き優秀な技術者の確保、職場環境の改善に努めてまいります。

組織体制の整備

当社グループは成長段階にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。このため、バックオフィス業務の整備を推進し、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んでまいります。具体的には、業務運営上のリスクを把握してリスク管理を適切に運用すること、定期的な内部監査の実施によるコンプライアンス体制の強化、監査役監査の実施によるコーポレート・ガバナンス機能の充実などを行っていく方針であります。

経営体制の強化対応

インターネット業界においては、事業に関連する技術革新のスピードや顧客ニーズの変化が速く、それに基づく新サービスが常に生み出されております。これらの最新のニーズを的確に察知し、迅速な意思決定を行える体制を整えることで、常に市場をリードしていくことが当社の成長につながります。これを実現するために、各国ユーザのニーズを的確に察知できるグローバルな人材の確保を行える体制を構築してまいります。

新規事業の展開について

当社グループの展開するアプリ収益化事業の属するインターネット業界は、急速な進化、拡大を続けており、事業に関連する技術革新のスピードや顧客ニーズの変化が速いため、当社グループにおいても顧客のニーズを満たす新サービスの展開を常に検討しております。このような環境下において、当社グループでは、オンライン決済プラットフォーム“SPIKE”において利用可能な資金決済法に基づく電子コインの発行などの新たなサービス展開を随時開始しており、今後も、Metaps Analyticsをウェアラブルやロボットなどの様々なデバイスに対応させるなど、データを競争力として積極的な事業展開を進めていく方針であります。

上記施策により、内部管理体制やコーポレート・ガバナンスの充実を図りながら、グローバルにおける更なる事業拡大及び継続的な収益拡大に今後も取り組んでまいります。

4【事業等のリスク】

当社グループの事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性があると考えられる主な事項及びその他投資者の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる事項を以下のとおり記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項につきましても、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を十分に認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に取り組む方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討したうえで行われる必要があると考えております。

なお、本項記載のうち将来に関する事項は、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではなく、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

業界環境について

(1) インターネット広告業界について

近年、インターネット広告市場は拡大傾向にあり、テレビに続く広告媒体とされております。しかしながら、インターネット広告市場は、インターネットそのものの市場成長が阻害されるような状況、景気動向や広告主の広告戦略の変化などによる影響を受けやすい状況にあります。当社グループでは、収益源を国内外に分散させるとともに、広告収入に頼らない新たなサービスの展開を模索しておりますが、今後これら広告の出稿状況に変化が生じた場合等には、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(2) 電子決済業界について

オンライン決済プラットフォーム“SPIKE”において、消費者向け電子商取引（EC）をはじめとした非対面販売を行う事業者（以下、加盟店）とクレジットカード会社等の各決済事業者との間の決済情報をつなぎ、加盟店に対して、クレジットカード等の決済業務が効率よく実現できるサービスを提供しております。当該電子商取引にかかる決済市場は、「インターネットの普及」「EC事業者の増加」「消費者のEC事業者の利用拡大による電子商取引市場の拡大」の各要素の拡大により、今日まで成長を続けております。当社グループにおいても市場拡大のためさらなる情報セキュリティの向上、取引の安全性向上等に注力しておりますが、これらの要素の変化が当社グループのビジネスに影響を及ぼす可能性があります。また、ECをめぐる新たな法的規制や個人消費の衰退等により、EC普及の低迷やEC市場の停滞が発生した場合には、EC市場と密接な関係にある電子決済業界に属する当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

経営成績の変動について

インターネット業界は、急速な進化・拡大を続けながらもまだ歴史が浅く、インターネット人口の推移、インターネット広告の市場規模、並びに新しいビジネスモデル等には、不透明な部分が多くあります。また、当社グループは必要に応じて、子会社の設立を含めた新規事業を積極的に行っていく方針であります。このような環境下において、業績の見通しは、当社グループが一定の前提条件のもとに判断したものであり、その情報の正確性を保証するものではありません。そのため、さまざまな要因の変化による経営環境の変化等により、実際の業績や結果とは異なる可能性があります。また、将来の会計基準や税制の大きな変更があった場合等には、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

法的規制等について

当社グループの取り組むインターネット広告事業に関連して、ビジネスの継続に著しく重要な影響を与える法規制は現在のところありません。しかしながら、今後の法整備の結果によりインターネット広告業界全体が何らかの規制を受け、規制の結果、当社グループの事業展開に重要な影響を及ぼす可能性があります。

一方、当社グループは、EC市場に立脚して、電子決済プラットフォームを提供しており、資金決済法の規制を受けております。当社グループでは顧問弁護士等を通じて新たな規制の情報を直ちに入手し対応するための体制を整えておりますが、今後、新たにEC・インターネット決済に関する規制、クレジットカード業界に関する規制、並びに資金決済法における資金保全義務（供託金等）に関する規制等の制定等又は改正が実施された場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

内部管理体制について

当社グループは、グループの企業価値を最大化すべく、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題の一つと位置づけ、多様な施策を実施しております。当社では内部監査室を中心とした内部監査の実施等の施策により、適切な内部管理体制を維持、構築しておりますが、今後、事業の急速な拡大等により、十分な内部管理体制の構築が追いつかない状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

特定の経営者等への依存及び人材確保・育成に係るリスクについて

当社グループは、今後のグローバルな事業展開を見据えて、人材の採用及び人材育成を重要な経営課題の一つと位置付けております。しかしながら、グローバルな事業展開に見合った十分な人材の確保・育成が困難となった場合や、代表取締役を含む役員、幹部社員に代表される専門的な知識、技術、経験を有している職員が、何らかの理由によって退任、退職し、後任者の採用が困難となった場合等には、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を与える可能性があります。

情報セキュリティに係るリスクについて

当社グループは、インターネットを用いたサービスを展開しており、当社グループのサービス提供に必要なコンピューターネットワークをはじめとする情報セキュリティの強化を推進しております。しかしながら、コンピューターウイルスなどは日々新種が増殖しているといわれており、その時点で考えうる万全の対策を行っていたとしても、コンピューターシステムの瑕疵、コンピューターウイルスへの感染、外部からの不正な手段によるコンピューター内への侵入、役職員・パートナー事業者の過誤、自然災害、急激なネットワークアクセスの集中、予想しえない悪意による不正行為等により、重要データの漏洩、コンピュータープログラムの不正改ざん等の損害が発生する可能性があり、その結果、第三者からの損害賠償請求、当社グループの信用下落等により、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を与える可能性があります。

個人情報の管理に係るリスクについて

当社グループは、事業を通じて取得した個人情報を保有しており、「個人情報の保護に関する法律」（平成17年4月施行）の規定に則って作成したプライバシーポリシーに沿って管理し、その遵守に努めております。しかしながら、不測の事態により情報セキュリティに係るリスクが発生し、個人情報が漏洩した場合や個人情報の収集過程で問題が生じた場合等には、当社グループへの損害賠償請求や当社グループの信用の下落等の損害が発生し、業績及び今後の事業展開に影響を与える可能性があります。

知的財産権に係るリスクについて

当社グループは、インターネットビジネス業界における技術革新、知的財産権ビジネスの拡大等に伴い、知的財産権の社内管理体制を強化しておりますが、契約条件の解釈の齟齬、当社グループが認識していない知的財産権の成立等により、当社グループが第三者から知的財産権侵害の訴訟、使用差止請求等を受けた場合、多額の必要と時間がかかることにより、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を与える可能性があります。

自然災害等に係るリスクについて

地震や台風等の自然災害、未知のコンピューターウイルス、テロ攻撃、システムトラブルといった事象が発生し、当社グループがそれらの影響を受けた場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。当社グループではシステムをクラウドで管理するなど、リスクの分散を図っておりますが、当社グループの拠点及びコンピューターネットワークのインフラが整備されている地域において、自然災害等が発生した場合には多大な損害を被る可能性があり、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

今後の事業展開に伴うリスクについて

当社グループは一般消費者を対象とするサービスを展開していることから、予期せず風評被害を受ける可能性があります。また、当社グループは海外売上高比率が過半を占める高い水準にあります。当社グループでは特定の国への依存度が高くないように世界8拠点でのサービス展開を行うなど収益源の多様化を図っておりますが、海外へ事業展開を行っていく上で、各国の法令、規制、政治、社会情勢、為替変動、競合環境をはじめとした潜在的风险に対処出来ないことも想定されます。かかる場合には、当社グループのブランドイメージが毀損し、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

アプリ収益化事業に係るリスクについて

(1) アプリ収益化プラットフォーム“metaps”にかかるリスクについて

アプリ広告は、インターネット広告市場におけるスマートフォン広告市場において順調な成長をしております。しかしながら、広告主が広告費用を削減する等、景気動向の影響を受ける可能性や、広告主の経営状態の悪化、広告の誤配信等により、広告代金の回収が出来ず、媒体主等に対する支払債務を負担する可能性があります。また、媒体主との取引が継続されず広告枠や広告商品の仕入れが出来なくなった場合及び取引条件等が変更された場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(2) オンライン決済プラットフォーム“SPIKE”にかかるリスクについて

電子決済市場は、EC市場の拡大に伴い順調な成長をしております。しかしながら、景気動向等を要因としたEC市場の停滞に伴う決済額の縮小や、加盟店舗の減少などが起きた場合には、当社グループの業績に影響をあたえる可能性があります。

技術革新によるサービスの陳腐化について

アプリ広告分野は、インターネットの広告市場でも、今後成長する分野として注目されており、広告の効果とメディア価値を向上させるために様々な技術開発や取り組みが行われております。当社グループも広告配信システムの開発や改善、機能の追加、データ分析やマーケティングの新たな手法の導入等を積極的に行っておりますが、アプリ広告における新たな技術や手法が出現した場合、当社グループが提供しているサービスの競争力が著しく低下する可能性があります。

また、当社グループが取扱うアプリ広告の多くは、スマートフォン端末向け広告であり、スマートフォン端末に搭載されるOS(Operating System)の提供者によるガイドライン、機能の変更等により、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を与える可能性があります。

同様に電子決済分野においても、ECにおける決済手段の多様化やスマートフォン利用の拡大などにより、常に進化しております。当社グループでは、安全で便利な決済環境を利用者に提供するため、既存サービスの充実及び新規サービスの開始を積極的に進める等、技術革新への対応を進めております。しかしながら、今後当社グループが新たな技術やサービスへの対応が遅れた場合、競合他社に対する競争力が結果として低下する恐れがあり、場合によっては当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

競合について

当社グループの収益の柱であるインターネット広告業界において、現在複数の競合会社が存在しており、相互に競争関係にあります。当業界は特に大規模なシステム投資を必要とするものではないため、参入障壁は一般的に高くないとされ、厳しい競争環境にあると判断しております。当社グループとしては、今後もより広告主の利便性を重視したシステムの開発やインターネット広告だけに限らないアプリ収益化のためのトータルプランニングを推進することで、競争優位性の維持に尽力してまいります。将来、競合他社がより競争力の高い営業戦略を掲げて優位性を築いたり、新規参入者が新たなビジネスモデルを創造したりした場合、当社グループの優位性が損なわれること等により、当社グループの業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

同様に電子決済業界においても、決済サービスの提供という観点からは、複数の競合会社が存在しております。当社グループではアプリ収益化事業の一環として、決済サービスの提供にとどまらないアプリ収益化のためのサービスをトータルとして提供しており、今後とも常に一步先を行くスピーディーな事業展開と、プロダクト開発体制の強化を進めていくことで他社との差別化を図ってまいります。今後競合他社が当社グループのサービスを模倣・追随し、これまでの当社グループの特徴が標準的なものとなり差別化が難しくなること、これまでになく新しい技術を活用した画期的なサービスを展開する競合他社が出現することなどの事態が生じた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

特定のサービスへの依存について

当社グループの営業収益は、単一事業であるアプリ収益化事業による収益のみとなっております。アプリ収益化事業の中心でもあるインターネット広告の市場が拡大していることに加え、更に当社グループのサービスを拡充し、インターネット広告だけに限らないトータルプランニングの推進などにより、当社グループの収益規模は拡大していくものと考えておりますが、当社グループの運営するサービスの利用者の減少やアプリ収益化事業の市場規模縮小等の要因が発生した場合には、当社グループの事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

特定の業界への依存について

当社グループの顧客は、現状、ゲーム業界に属する企業の割合が比較的高い傾向にあります。当社グループは、今後アプリ領域へ参入してくるノンゲーム顧客（ブランドやEC）との取り引きも既に開始しており、取引相手となる業界を分散することでリスクを軽減しておりますが、同業界の再編成、事業戦略の転換並びに動向等によっては、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

過年度の業績（社歴が短いこと）について

当社グループは、平成19年9月に設立されており、設立後の経過期間は8年程度と社歴が浅い会社となります。また、その間に事業の形態も変更していることなどから、当社グループの過年度の経営成績は期間業績比較を行うための十分な材料とならず、過年度の業績のみでは今後の業績を必ずしも正確に判断できない可能性があります。

継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、継続して営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上し、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。しかしながら、当連結会計年度末において借入金は無く現金及び預金7,783百万円を保有し、必要な運転資金を確保していることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断し、財務諸表への注記は記載しておりません。

当社は、経常損益の黒字化を達成し当該状況を解消する為、「3 対処すべき課題」に記載の諸施策の実施により売上高の拡大を図ってまいります。

ストック・オプションの行使による株式価値の希薄化について

当社グループは、当社グループ取締役及び従業員に対するインセンティブを目的とし、新株予約権（以下「ストック・オプション」という。）を付与しております。これらのストック・オプションが権利行使された場合には、保有株式の価値が希薄化する可能性があります。

配当政策(無配)について

当社グループは株主還元を適切に行っていくことが重要であると認識しており、剰余金の配当については、内部留保とのバランスを考慮して適切な配当を実施していくことを基本方針としております。

しかしながら、当社グループは未だ成長過程にある企業であり、主要事業の立ち上げ間もないことから未だ内部留保が薄く、創業以来配当を行っておりません。前記の通り、当社グループは成長過程にあると認識していることから、内部留保の充実を図り、収益力強化や事業基盤整備のための投資に充当することにより、なお一層の事業拡大を目指すことが、将来において安定的かつ継続的な利益還元につながるかと考えているため、今後の配当実施の可能性及び実施時期については未定であります。

税務上の繰越欠損金について

第8期連結会計年度末には、当社グループに税務上の繰越欠損金が存在しております。当社グループの業績が事業計画に比して順調に推移することにより、繰越欠損金が解消した場合には、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が計上されることとなり、当期純損益及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」及び「第5 経理の状況 2 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」に記載のとおりであります。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づいて作成されております。

その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りとは異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等

(1) 連結財務諸表 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

当連結会計年度末における総資産は9,295,033千円(前連結会計年度末比8,177,739千円増加)となり、負債は1,274,493千円(前連結会計年度末比245,535千円増加)、純資産は8,020,540千円(前連結会計年度末比7,932,203千円増加)となりました。

流動資産につきましては、前連結会計年度末に比べ7,949,027千円増加し、8,762,230千円となりました。これは、現金及び預金が7,533,432千円増加したことが主な要因であります。

固定資産につきましては、前連結会計年度に比べ203,319千円増加し、500,743千円となりました。これは無形固定資産が149,132千円増加したことが主な要因であります。

流動負債につきましては、前連結会計年度に比べ811,859千円増加し、1,263,547千円となりました。これは買掛金が331,464千円増加したことが主な要因であります。

固定負債につきましては、前連結会計年度に比べ566,323千円減少し、10,945千円となりました。これは社債が転換されたことにより500,000千円減少したことが主な要因であります。

純資産につきましては、前連結会計年度に比べ7,932,203千円増加し、8,020,540千円となりました。これは新株発行等により株主資本が7,907,430千円増加したことが主な要因であります。

(3) 経営成績の分析

売上高

当連結会計年度の売上高は、4,126,252千円(前連結会計年度比82.2%増)となりました。当社グループの注力サービスであるアプリ収益化プラットフォームが継続してグローバルで好調であり、売上高が順調に推移しました。

営業損失

当連結会計年度の営業損失は320,045千円(前連結会計年度は営業損失488,881千円)となりました。売上高の増加及び広告宣伝費の減少に伴い営業損失が縮小しました。

経常損失

当連結会計年度の経常損失は349,136千円(前連結会計年度は経常損失510,138千円)となりました。

当期純損失

当連結会計年度の当期純損失は390,984千円(前連結会計年度は当期純損失510,818千円)となりました。これは、主に経常損失を計上したことによるものです。

(4) キャッシュ・フローの状況についての分析

当連結会計年度のキャッシュ・フローは、営業活動によるキャッシュ・フローが1,863千円のマイナス、投資活動によるキャッシュ・フローが258,914千円のマイナス、財務活動によるキャッシュ・フローが7,767,043千円のプラスとなりました。現金及び現金同等物の期末残高は、前連結会計年度末から7,533,432千円増加して、7,783,420千円となりました。

詳細は、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

(5) 戦略的現状と見通し

アプリ収益化事業において、Metaps Analyticsの機能強化を進めるのと同時に、グローバルでの営業活動を継続的に行っていきます。その成長と収益基盤を基礎として、今後金融及びIoT領域へと事業拡大を推進していく方針であります。世界中に溢れる膨大なデータを活用し、我々の生活を向上させるためのサービスやソリューションを常に業界に先駆けて生み出し、提供していくことが当社の使命と考えており、今後もデータを競争力として、デバイスの進化と共にマネタイズモデルを拡大させて行きます。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社の経営陣は、現在の事業環境並びに入手可能な情報に基づき、迅速かつ最善な経営戦略の立案、施策の実施に努めております。当社が今後も持続的に成長するためには、事業規模の拡大に合わせて人材拡充を進めると同時に、教育研修制度や定着率アップのための福利厚生制度の拡充を図る必要があると認識しております。また、事業領域の拡大に対応した内部管理体制の強化等の組織整備を進めていく方針にあります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループでは、アプリ収益化プラットフォームの新規開発及び運営機能の充実・強化などを目的とした設備投資を継続的に実施しております。

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は231,809千円(無形固定資産含む)であり、その主な内容は、ソフトウェアの取得によるものであります。

なお、当社グループはアプリ収益化事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。また、当連結会計年度において重要な設備の除却又は売却はありません。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成27年8月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (人)
		建物 (千円)	工具、器具及び 備品(千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都新宿区)	事務所他	14,578	10,703	25,282	59

(注) 1. 金額には消費税等を含めておりません。

2. 本社の建物は連結会社以外からの賃借設備で、年間賃借料は50,994千円であります。

3. 臨時雇用者数は、その総数が従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。

4. 当社はアプリ収益化事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 国内子会社

重要性がないため、記載を省略しております。

(3) 在外子会社

重要性がないため、記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループは、アプリ収益化事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設等の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	42,000,000
計	42,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成27年8月31日)	提出日現在発行数(株) (平成27年11月30日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	12,332,310	12,332,310	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式 であり、権利内 容に何ら限定の ない当社におけ る標準となる株 式であります。 単元株式数は 100株でありま す。
計	12,332,310	12,332,310	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成27年11月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権（平成22年7月29日臨時株主総会決議）

	事業年度末現在 (平成27年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年10月31日)
新株予約権の数(個)	25	25
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	250,000 (注)1、8	250,000 (注)1、8
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5(注)2、8	同左
新株予約権の行使期間	自 平成25年3月1日 至 平成28年3月2日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5 (注)8 資本組入額 3 (注)8	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1株とする。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整される。

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込価額で募集株式の発行又は自己株式の処分をする場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権者が当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員のいずれでもなくなった場合、権利行使ができない。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人は権利行使ができない。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新

たに発行する。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

i 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、合理的に決定される数とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ得られる再編後行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

現在の発行内容に準じて決定する。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

7. 新株予約権の取得事由

現在の発行内容に準じて決定する。

8. 平成23年4月27日開催の臨時株主総会決議により、平成23年4月27日付で普通株式1株につき100株の株式分割、平成24年11月15日開催の取締役会決議により、平成24年12月6日付で普通株式1株につき10株の株式分割、平成27年1月29日開催の取締役会決議により、平成27年2月6日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

第2回新株予約権（平成23年6月30日臨時株主総会決議）

	事業年度末現在 （平成27年8月31日）	提出日の前月末現在 （平成27年10月31日）
新株予約権の数（個）	2,075	2,075
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	207,500 （注）1、8	207,500 （注）1、8
新株予約権の行使時の払込金額（円）	228（注）2、8	同左
新株予約権の行使期間	自 平成25年7月20日 至 平成28年7月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 228 （注）8 資本組入額 114 （注）8	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1．新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1株とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整される。

- 2．当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込価額で募集株式の発行又は自己株式の処分をする場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 3．新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権者が当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員のいずれでもなくなった場合、権利行使ができない。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人は権利行使ができない。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

- 4．組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- i 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、合理的に決定される数とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ得られる再編後行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

現在の発行内容に準じて決定する。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

7. 新株予約権の取得事由

現在の発行内容に準じて決定する。

8. 平成24年11月15日開催の取締役会決議により、平成24年12月6日付で普通株式1株につき10株の株式分割、平成27年1月29日開催の取締役会決議により、平成27年2月6日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

第3回新株予約権（平成23年6月30日臨時株主総会決議）

	事業年度末現在 （平成27年8月31日）	提出日の前月末現在 （平成27年10月31日）
新株予約権の数（個）	25	25
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	2,500 （注）1、8	2,500 （注）1、8
新株予約権の行使時の払込金額（円）	228 （注）2、8	同左
新株予約権の行使期間	自 平成26年2月21日 至 平成29年2月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 228 （注）8 資本組入額 114 （注）8	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1．新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1株とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整される。

2．当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込価額で募集株式の発行又は自己株式の処分をする場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3．新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権者が当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員のいずれでもなくなった場合、権利行使ができない。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人は権利行使ができない。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4．組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- i 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、合理的に決定される数とする。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ得られる再編後行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- 5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
現在の発行内容に準じて決定する。
- 6. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
- 7. 新株予約権の取得事由
現在の発行内容に準じて決定する。
- 8. 平成24年11月15日開催の取締役会決議により、平成24年12月6日付で普通株式1株につき10株の株式分割、平成27年1月29日開催の取締役会決議により、平成27年2月6日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

第4回新株予約権（平成23年6月30日臨時株主総会決議）

	事業年度末現在 （平成27年8月31日）	提出日の前月末現在 （平成27年10月31日）
新株予約権の数（個）	275	275
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	27,500 （注）1、8	27,500 （注）1、8
新株予約権の行使時の払込金額（円）	228 （注）2、8	同左
新株予約権の行使期間	自 平成26年6月20日 至 平成29年6月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 228 （注）8 資本組入額 114 （注）8	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1．新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1株とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整される。

2．当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込価額で募集株式の発行又は自己株式の処分をする場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3．新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権者が当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員のいずれでもなくなった場合、権利行使ができない。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人は権利行使ができない。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4．組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- i 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 再編対象会社の普通株式とする。
 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、合理的に決定される数とする。
 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 組織再編行為の条件等を勘案のうえ得られる再編後行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 新株予約権を行使することができる期間
 新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 現在の発行内容に準じて決定する。
6. 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
7. 新株予約権の取得事由
 現在の発行内容に準じて決定する。
8. 平成24年11月15日開催の取締役会決議により、平成24年12月6日付で普通株式1株につき10株の株式分割、平成27年1月29日開催の取締役会決議により、平成27年2月6日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

第5回新株予約権（平成24年11月30日定時株主総会決議）

	事業年度末現在 (平成27年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年10月31日)
新株予約権の数(個)	750	750
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	75,000(注)1、8	75,000(注)1、8
新株予約権の行使時の払込金額(円)	228(注)2、8	同左
新株予約権の行使期間	自 平成26年12月1日 至 平成29年11月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 228 (注)8 資本組入額 114 (注)8	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1株とする。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整される。

2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込価額で募集株式の発行又は自己株式の処分をする場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権者が当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員のいずれでもなくなった場合、権利行使ができない。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人は権利行使ができない。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- i 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、合理的に決定される数とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ得られる再編後行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

現在の発行内容に準じて決定する。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

7. 新株予約権の取得事由

現在の発行内容に準じて決定する。

8. 平成24年11月15日開催の取締役会決議により、平成24年12月6日付で普通株式1株につき10株の株式分割、平成27年1月29日開催の取締役会決議により、平成27年2月6日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

第7回新株予約権（平成24年11月30日定時株主総会決議）

	事業年度末現在 （平成27年8月31日）	提出日の前月末現在 （平成27年10月31日）
新株予約権の数（個）	350	350
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	35,000（注）1、8	35,000（注）1、8
新株予約権の行使時の払込金額（円）	228（注）2、8	同左
新株予約権の行使期間	自 平成27年8月27日 至 平成30年8月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 228（注）8 資本組入額 114（注）8	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1．新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、10株とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整される。

2．当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込価額で募集株式の発行又は自己株式の処分をする場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3．新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権者が当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員のいずれでもなくなった場合、権利行使ができない。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人は権利行使ができない。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4．組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- i 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、合理的に決定される数とする。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ得られる再編後行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
現在の発行内容に準じて決定する。
6. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
7. 新株予約権の取得事由
現在の発行内容に準じて決定する。
8. 平成27年1月29日開催の取締役会決議により、平成27年2月6日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

第8回新株予約権（平成25年11月29日定時株主総会決議）

	事業年度末現在 （平成27年8月31日）	提出日の前月末現在 （平成27年10月31日）
新株予約権の数（個）	650	650
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	65,000（注）1、8	65,000（注）1、8
新株予約権の行使時の払込金額（円）	451（注）2、8	同左
新株予約権の行使期間	自 平成28年1月29日 至 平成31年1月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 451（注）8 資本組入額 226（注）8	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1．新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、10株とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整される。

2．当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込価額で募集株式の発行又は自己株式の処分をする場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3．新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権者が当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員のいずれでもなくなった場合、権利行使ができない。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人は権利行使ができない。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4．組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- i 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 再編対象会社の普通株式とする。
 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、合理的に決定される数とする。
 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 組織再編行為の条件等を勘案のうえ得られる再編後行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 新株予約権を行使することができる期間
 新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 現在の発行内容に準じて決定する。
6. 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
7. 新株予約権の取得事由
 現在の発行内容に準じて決定する。
8. 平成27年1月29日開催の取締役会決議により、平成27年2月6日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

第9回新株予約権（平成25年11月29日定時株主総会決議）

	事業年度末現在 (平成27年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年10月31日)
新株予約権の数(個)	1,935	1,911
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	193,500(注)1、8	191,100(注)1、8
新株予約権の行使時の払込金額(円)	451(注)2、8	同左
新株予約権の行使期間	自平成28年8月20日 至平成31年8月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 451(注)8 資本組入額 226(注)8	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、10株とする。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整される。

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込価額で募集株式の発行又は自己株式の処分をする場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権者が当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員のいずれでもなくなった場合、権利行使ができない。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人は権利行使ができない。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、合理的に決定される数とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ得られる再編後行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

現在の発行内容に準じて決定する。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

7. 新株予約権の取得事由

現在の発行内容に準じて決定する。

8. 平成27年1月29日開催の取締役会決議により、平成27年2月6日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

第10回新株予約権（平成26年11月28日定時株主総会決議）

	事業年度末現在 （平成27年8月31日）	提出日の前月末現在 （平成27年10月31日）
新株予約権の数（個）	40	40
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	4,000（注）1、8	4,000（注）1、8
新株予約権の行使時の払込金額（円）	451（注）2、8	同左
新株予約権の行使期間	自 平成28年12月20日 至 平成31年12月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 451（注）8 資本組入額 226（注）8	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1．新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、10株とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整される。

2．当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込価額で募集株式の発行又は自己株式の処分をする場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3．新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権者が当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員のいずれでもなくなった場合、権利行使ができない。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人は権利行使ができない。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4．組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- i 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 再編対象会社の普通株式とする。
 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、合理的に決定される数とする。
 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 組織再編行為の条件等を勘案のうえ得られる再編後行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 新株予約権を行使することができる期間
 新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 現在の発行内容に準じて決定する。
6. 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
7. 新株予約権の取得事由
 現在の発行内容に準じて決定する。
8. 平成27年1月29日開催の取締役会決議により、平成27年2月6日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

第11回新株予約権（平成26年11月28日定時株主総会決議）

	事業年度末現在 (平成27年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年10月31日)
新株予約権の数(個)	339	339
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	33,900(注)1	33,900(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,500(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成29年5月12日 至 平成32年5月11日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,500 資本組入額 1,250	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、100株とする。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整される。

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込価額で募集株式の発行又は自己株式の処分をする場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権者が当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員のいずれでもなくなった場合、権利行使ができない。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人は権利行使ができない。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

i 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、合理的に決定される数とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ得られる再編後行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

現在の発行内容に準じて決定する。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

7. 新株予約権の取得事由

現在の発行内容に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成23年4月27日 (注)1	普通株式 49,500	普通株式 50,000		10,900		
平成23年4月28日 (注)2	普通株式 2,200	普通株式 52,200	25,080	35,980	25,080	25,080
平成23年12月22日 (注)3	普通株式 12,400	普通株式 64,600	141,360	177,340	141,360	166,440
平成23年12月27日 (注)4	普通株式 800	普通株式 65,400	9,120	186,460	9,120	175,560
平成24年2月8日 (注)5	普通株式 3,750	普通株式 69,150	42,750	229,210	42,750	218,310
平成24年12月6日 (注)6	普通株式 622,350	普通株式 691,500		229,210		218,310
平成25年3月8日 (注)7	A種優先株式 98,562	普通株式 691,500 A種優先株式 98,562	250,051	479,261	249,953	468,263
平成27年2月6日 (注)8	普通株式 6,223,500 A種優先株式 887,058	普通株式 6,915,000 A種優先株式 985,620		479,261		468,263
平成27年2月9日 (注)9	普通株式 5,000	普通株式 6,920,000 A種優先株式 985,620	570	479,831	570	468,833
平成27年2月20日 (注)10	B種優先株式 2,058,077	普通株式 6,920,000 A種優先株式 985,620 B種優先株式 2,058,077	2,058,077	2,537,908	2,058,077	2,526,910
平成27年4月30日 (注)11	A種優先株式 177,304	普通株式 6,920,000 A種優先株式 1,162,924 B種優先株式 2,058,077	49,999	2,587,908	49,999	2,576,909
平成27年4月30日 (注)12	普通株式 2,223,433	普通株式 9,143,433 A種優先株式 1,162,924 B種優先株式 2,058,077		2,587,908		2,576,909
平成27年5月7日 (注)13	A種優先株式 1,031,809	普通株式 9,143,433 A種優先株式 2,194,733 B種優先株式 2,058,077	290,970	2,878,878	290,970	2,867,880

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成27年5月7日 (注)14	普通株式 2,029,377	普通株式 11,172,810 A種優先株式 2,194,733 B種優先株式 2,058,077		2,878,878		2,867,880
平成27年5月8日 (注)15	A種優先株式 2,194,733 B種優先株式 2,058,077	普通株式 11,172,810 A種優先株式 - B種優先株式 -		2,878,878		2,867,880
平成27年6月8日 (注)9	普通株式 2,500	普通株式 11,175,310	285	2,879,163	285	2,868,165
平成27年6月12日 (注)9	普通株式 5,000	普通株式 11,180,310	570	2,879,733	570	2,868,735
平成27年8月27日 (注)16	普通株式 1,152,000	普通株式 12,332,310	1,748,736	4,628,469	1,748,736	4,617,471

(注)1. 株式分割(1:100)によるものであります。

(注)2. 有償第三者割当 発行価格22,800円 資本組入額11,400円

割当先 ngiベンチャーコミュニティ・ファンド2号投資事業有限責任組合

(注)3. 有償第三者割当 発行価格22,800円 資本組入額11,400円

割当先 ネオステラ1号投資事業有限責任組合、京大ベンチャーNVC C1号投資事業有限責任組合、インテック・アイティ2号投資事業有限責任組合、SMB Cベンチャーキャピタル1号投資事業有限責任組合

(注)4. 有償第三者割当 発行価格22,800円 資本組入額11,400円

割当先 三生5号投資事業有限責任組合

(注)5. 有償第三者割当 発行価格22,800円 資本組入額11,400円

割当先 MSIVC2008V投資事業有限責任組合

(注)6. 株式分割(1:10)によるものであります。

(注)7. 有償第三者割当 発行価格5,073円 資本組入額2,537円

割当先 Rannoch Holdings (Bermuda) Limited、インテック・アイティ2号投資事業有限責任組合、MSIVC2008V投資事業有限責任組合

(注)8. 株式分割(1:10)によるものであります。

(注)9. 新株予約権の行使によるものであります。

(注)10. 有償第三者割当 発行価格2,000円 資本組入額1,000円

割当先 株式会社セガゲームス、FENOX VENTURE COMPANY VII, L.P.、株式会社博報堂、トランス・コスモス株式会社、JAPAN VENTURES I L.P.、gumi ventures 2号投資事業有限責任組合、株式会社gumi、新生企業投資株式会社、FENOX INFOCOM VENTURE COMPANY V, L.P.、FENOX VENTURE COMPANY VIII, L.P.

(注)11. 転換社債型新株予約権付社債の行使によるものであります。

(注)12. 平成27年4月30日に、A種優先株主及びB種優先株主より株式取得請求権の行使を受けたことにより、A種優先株式及びB種優先株式を自己株式として取得し、対価として普通株式を交付致しました。

(注)13. 転換社債型新株予約権付社債及び第6回新株予約権の行使によるものであります。

(注)14. 平成27年5月7日に、A種優先株主及びB種優先株主より株式取得請求権の行使を受けたことにより、A種優先株式及びB種優先株式を自己株式として取得し、対価として普通株式を交付致しました。

(注)15. 平成27年4月28日開催の取締役会決議により、5月8日で自己株式(A種優先株式、B種優先株式)を全て消却する旨を決議し、実施しております。

(注)16. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 3,300円
引受価額 3,036円
資本組入額 1,518円
払込金総額 3,497,472千円

(6) 【所有者別状況】

平成27年 8月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数 100株)							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)		16		197	34	7	6,772	7,026	
所有株式数 (単元)		7,115		14,534	16,405	105	85,161	123,320	310
所有株式数の割合 (%)		5.77		11.79	13.30	0.09	69.05	100.00	

(7) 【大株主の状況】

平成27年 8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
佐藤 航陽	東京都新宿区	4,127,000	33.47
JAPAN VENTURES I L.P. (常任代理人 S M B C 日興証券株式会社)	Pembroke Hall, 42 Crow Lane, Pembrok HM 19, Bermuda	1,079,377	8.75
インテック・アイティ2号投資事業有限責任組合	東京都江東区新砂一丁目3番3号	632,082	5.13
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	536,800	4.35
MSIVC2008V投資事業有限責任組合	東京都中央区八重洲二丁目2番10号 八重洲名古屋ビル3F	504,352	4.09
株式会社セガゲームス	東京都大田区羽田一丁目2番12号	500,000	4.05
京大ベンチャーNVCC1号投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング34階	380,000	3.08
Fenox Venture Company VII, L.P. (常任代理人 株式会社メタップス)	1641 N. 1st St. Suite 110, San Jose, CA, USA	300,000	2.43
アジア学生起業家ファンドI-SHIN投資事業有限責任組合	東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号	291,000	2.36
トランス・コスモス株式会社	東京都渋谷区渋谷三丁目25番18号	250,000	2.03
株式会社博報堂	東京都港区赤坂五丁目3番1号 赤坂Bizタワー	250,000	2.03
計	-	8,850,611	71.77

(注) 1 . JAPAN VENTURES I L.P.は、平成27年 8月28日に当社株式の東京証券取引所マザーズへの新規上場に伴う株式売出しにより、当事業年度末現在では主要株主でなくなっております。

(8) 【議決権の状況】
【発行済株式】

平成27年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 12,332,000	123,320	1(1) 「発行済株式」の 「内容」の記載を参照
単元未満株式	普通株式 310		
発行済株式総数	12,332,310		
総株主の議決権		123,320	

【自己株式等】

該当事項はありません。

【取得者の株式等の移動状況】

第三者割当等による取得者の株式等の移動状況

平成27年2月20日に第三者割当増資により発行した株式の取得者から、株式会社東京証券取引所の規則に基づき、当該株式を上場日(平成27年8月28日)以後6か月間を経過するまで所有する等の確約を得ております。

なお、当該株式についての当事業年度の開始日から有価証券報告書の提出日までの間の移動状況は下記の通りです。

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成27年4月30日				株式会社セガゲームス 代表取締役社長 里見治紀	東京都大田区羽田一丁目2番12号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	500,000		B種優先株式の普通株式への転換(取得請求権の行使)
平成27年4月30日				FENOX VENTURE COMPANY VII, L.P. Md Anis Uzzaman	1641 N. 1st St. Suite 110, San Jose, CA USA	特別利害関係者等(大株主上位10名)	300,000		B種優先株式の普通株式への転換(取得請求権の行使)
平成27年4月30日				トランスコスモス株式会社 代表取締役社長 奥田昌孝	東京都渋谷区渋谷三丁目25番18号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	250,000		B種優先株式の普通株式への転換(取得請求権の行使)
平成27年4月30日				株式会社博報堂 代表取締役社長 戸田裕一	東京都港区赤坂5丁目3番1号 赤坂Bizタワー	特別利害関係者等(大株主上位10名)	250,000		B種優先株式の普通株式への転換(取得請求権の行使)
平成27年4月30日				gumi ventures 2号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社 gumi ventures 代表取締役 川本 寛之 無限責任組合員 新生企業投資株式会社 代表取締役 社長 松原 一平	東京都新宿区西新宿四丁目34番7号		199,999		B種優先株式の普通株式への転換(取得請求権の行使)
平成27年4月30日				株式会社gumi 代表取締役 國光宏尚	東京都新宿区西新宿四丁目34番7号 住友不動産西新宿ビル5号館3階	取引先	149,500		B種優先株式の普通株式への転換(取得請求権の行使)
平成27年4月30日				新生企業投資株式会社 代表取締役社長 松原 一平	東京都千代田区大手町一丁目9番7号		149,500		B種優先株式の普通株式への転換(取得請求権の行使)
平成27年4月30日				FENOX INFOCOM VENTURE COMPANY V, L.P. Md Anis Uzzaman	1641 N. 1st St. Suite 110, San Jose, CA USA		25,000		B種優先株式の普通株式への転換(取得請求権の行使)
平成27年4月30日				FENOX VENTURE COMPANY VIII, L.P. Md Anis Uzzaman	1641 N. 1st St. Suite 110, San Jose, CA USA		25,000		B種優先株式の普通株式への転換(取得請求権の行使)

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成27年 5月7日				JAPAN VENTURES I L.P. Neal Turchiaro	Pembroke Hall, 42 Crow Lane, Pembrok HM 19, Bermuda	特別利害関係者等(大株主 上位10名)	209,078		B種優先株式の普通株式への転換 (取得請求権の行使)

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第 1 回新株予約権

平成22年 7 月29日開催の臨時株主総会決議、平成23年 3 月 1 日開催の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成22年 7 月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

第 2 回新株予約権

平成23年 6 月30日開催の臨時株主総会決議、平成23年 7 月19日開催の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成23年 6 月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社従業員 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 退職による権利の喪失及び取締役の退任により、本書提出日の前月末現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役 2、当社従業員 1 となっております。

第3回新株予約権

平成23年6月30日開催の臨時株主総会決議、平成24年2月21日開催の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成23年6月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役 1 当社従業員 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 退職による権利の喪失及び権利行使により、本書提出日の前月末現在の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員1となっております。

第4回新株予約権

平成23年6月30日開催の臨時株主総会決議、平成24年6月20日開催の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成23年6月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 4
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 取締役の就任及び権利行使により、本書提出日の前月末現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1、当社従業員2となっております。

第5回新株予約権

平成24年11月30日開催の第5回定時株主総会決議、平成24年11月30日開催の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成24年11月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社従業員 6 子会社従業員 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 退職による権利の喪失並びに権利行使並びに取締役の就任により、本書提出日の前月末現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役2、当社従業員3となっております。

第7回新株予約権

平成24年11月30日開催の第5回定時株主総会決議、平成25年8月20日開催の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成24年11月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 2 子会社取締役 1 子会社従業員 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 退職による権利の喪失により、本書提出日の前月末現在の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員2、子会社取締役1、子会社従業員1となっております。

第8回新株予約権

平成25年11月29日開催の第6回定時株主総会決議、平成26年1月28日開催の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成25年11月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 5 子会社従業員 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 退職による権利の喪失及び子会社取締役の就任により、本書提出日の前月末現在の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員3、子会社取締役1、子会社従業員1となっております。

第9回新株予約権

平成25年11月29日開催の第6回定時株主総会決議、平成26年8月19日開催の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成25年11月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社監査役 1 当社従業員 49 子会社取締役 2 子会社従業員 16
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 退職による権利の喪失及び韓国子会社設立により、本書提出日の前月末現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役2、当社監査役1、当社従業員38、子会社取締役2、子会社従業員13となっております。

第10回新株予約権

平成26年11月28日開催の第7回定時株主総会決議、平成26年12月19日開催の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成26年11月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 1 子会社従業員 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

第11回新株予約権

平成26年11月28日開催の第7回定時株主総会決議、平成27年5月11日開催の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成26年11月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社監査役 2 当社従業員 26 子会社従業員 7
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 退職による権利の喪失及び韓国子会社設立により、本書提出日の前月末現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1、当社監査役2、子会社取締役1、当社従業員22、子会社従業員8となっております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第4号によるA種優先株式及びB種優先株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	A種優先株式2,194,733 B種優先株式2,058,077	(注)
当期間における取得自己株式		

(注) 各種類株主より取得請求権の行使を受けたことにより取得した自己株式(A種優先株式及びB種優先株式)であり、対価として当社の普通株式4,252,810株を交付しております。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	株式の種類	当事業年度		当期間	
		株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-				
消却の処分を行った取得自己株式	A種優先株式 B種優先株式	2,194,733 2,058,077			
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-				
その他	-				
保有自己株式数	-				

3 【配当政策】

当社は、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる」旨定款に定めております。

当社は、未だ成長過程にある企業であり、主要事業の立ち上げ間もないことから未だ内部留保が薄く、創業以来配当を行っておりません。当社は株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しておりますが、現在当社は成長過程にあると認識しており、内部留保の充実を図り、収益力強化や事業基盤整備のための投資に充当することにより、なお一層の事業拡大を目指すことが、将来において安定的かつ継続的な利益還元につながるかと考えております。

将来的には、各期の財政状況、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案したうえで株主に対して利益還元を実施していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその時期等については未定であります。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成23年8月	平成24年8月	平成25年8月	平成26年8月	平成27年8月
最高(円)	-	-	-	-	3,090
最低(円)	-	-	-	-	2,555

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

なお、平成27年8月28日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成27年3月	4月	5月	6月	7月	8月
最高(円)	-	-	-	-	-	3,090
最低(円)	-	-	-	-	-	2,555

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

なお、平成27年8月28日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

5【役員の状況】

男性 7名 女性 0名（役員のうち女性の比率0%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	-	佐藤 航陽	昭和61年5月31日生	平成19年9月 イーファクター株式会社 (現 当社)設立代表取締 役社長就任(現任) 平成23年6月 Metaps Pte.Ltd.代表取締 役就任(現任) 平成25年12月 盈利点信息科技有限公司(上海)有 限公司代表取締役就任(現 任)	(注)3	4,127,000
取締役	管理部門 統括	山崎 祐一郎	昭和56年10月18日生	平成18年6月 ドイツ証券株式会社入社 平成23年3月 イーファクター株式会社 (現 当社)入社 平成23年4月 当社取締役就任(現任) 平成24年1月 Metaps Pte.Ltd.取締役就 任(現任) 平成25年12月 盈利点信息科技有限公司(上海)有 限公司監事就任(現任)	(注)3	-
取締役	営業部門 統括	久野 憲明	昭和52年2月12日生	平成12年4月 株式会社フォーカスシステ ムズ入社 平成16年10月 株式会社ライブドア入社 (現 LINE株式会社) 平成24年4月 当社入社 平成25年4月 当社取締役就任(現任) 平成27年5月 株式会社デジタルサイエン スラボ代表取締役社長就任 (現任)	(注)3	-
取締役	-	和田 洋一	昭和34年5月28日生	昭和59年4月 野村證券株式会社入社 平成12年4月 株式会社スクウェア入社 平成13年9月 株式会社スクウェア代表取 締役社長就任 平成15年4月 株式会社スクウェア・エ ニックス代表取締役社長就 任 平成18年6月 株式会社タイトー代表取締 役社長就任 平成20年10月 株式会社スクウェア・エ ニックス・ホールディング ス 代表取締役社長就任 平成25年6月 株式会社スクウェア・エ ニックス取締役会長就任 平成26年9月 Shinra Technologies, Inc. President就任(現任) 平成27年5月 当社社外取締役就任(現 任)	(注)3	-
常勤監査役	-	亀村 明	昭和22年8月29日生	昭和45年4月 日興証券株式会社入社 平成10年12月 同社執行役員就任 平成13年6月 日興企業株式会社常務取締 役就任 平成13年8月 株式会社アルファシステム ズ常勤顧問就任 平成13年10月 同社常務取締役就任 平成21年9月 AIU株式会社顧問就任 平成23年12月 当社常勤監査役就任(現 任)	(注)4	2,500

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	-	中町 昭人	昭和43年5月7日生	平成5年4月 弁護士登録・森綜合法律事務所（現・森・濱田松本法律事務所）入所 平成11年10月 Wilson Sonsini Goodrich & Rosati入所 平成15年10月 Kirkland & Ellis LLP入所 平成17年1月 Kirkland & Ellis LLPパートナー就任 平成21年7月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所パートナー就任（現任） 平成22年11月 E V T D株式会社社外監査役就任（現任） 平成25年12月 株式会社ロックオン社外監査役就任（現任） 平成26年6月 オイシックス株式会社社外 監査役就任（現任） 平成27年2月 当社社外監査役就任（現任） 平成27年2月 株式会社ぜん社外監査役就任（現任）	(注)4	-
監査役	-	吉川 朋弥	昭和46年11月22日生	平成8年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 平成11年6月 公認会計士登録 平成23年12月 吉川公認会計士事務所開設 所長就任（現任） 平成27年2月 当社社外監査役就任（現任）	(注)4	-
計						4,129,500

- (注) 1. 取締役 和田洋一は、社外取締役であります。
2. 監査役 亀村明、中町昭人及び吉川朋弥は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、平成27年11月27日から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、平成27年7月24日から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の効率化を図るとともに、経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めていくことが長期的に企業価値を向上させていくと考えており、また株主をはじめとした多くのステークホルダーへの利益還元につながるものと考えております。経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めるためには、経営環境の変化を適時にキャッチアップし、迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を構築することを重要な経営課題と位置づけ、会社の所有者たる株主の視点を踏まえた効率的な経営を行っております。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

イ．会社の機関の基本説明

a．取締役会

当社の取締役会は、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事に関する意思決定機関として全取締役4名で構成しており、月1回の定時取締役会の開催に加え、重要案件が生じたときに臨時取締役会を都度開催しております。

b．監査役及び監査役会

当社の監査役会は常勤監査役1名（社外監査役）と非常勤監査役2名（社外監査役）で組成し、毎月1回の監査役会を開催、取締役の法令・定款遵守状況及び職務執行状況を監査し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めております。

監査役は取締役会及びその他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続を通して、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査部及び会計監査人と連携して適正な監査の実施に努めております。

c．内部監査

当社は代表取締役直轄の内部監査部が、内部監査計画に従い、当社全部門に対して業務監査を実施し、代表取締役に対して監査結果を報告しております。代表取締役は、監査結果の報告に基づき、内部監査部を通じて被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。

また、内部監査部と監査役、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

d．会計監査人

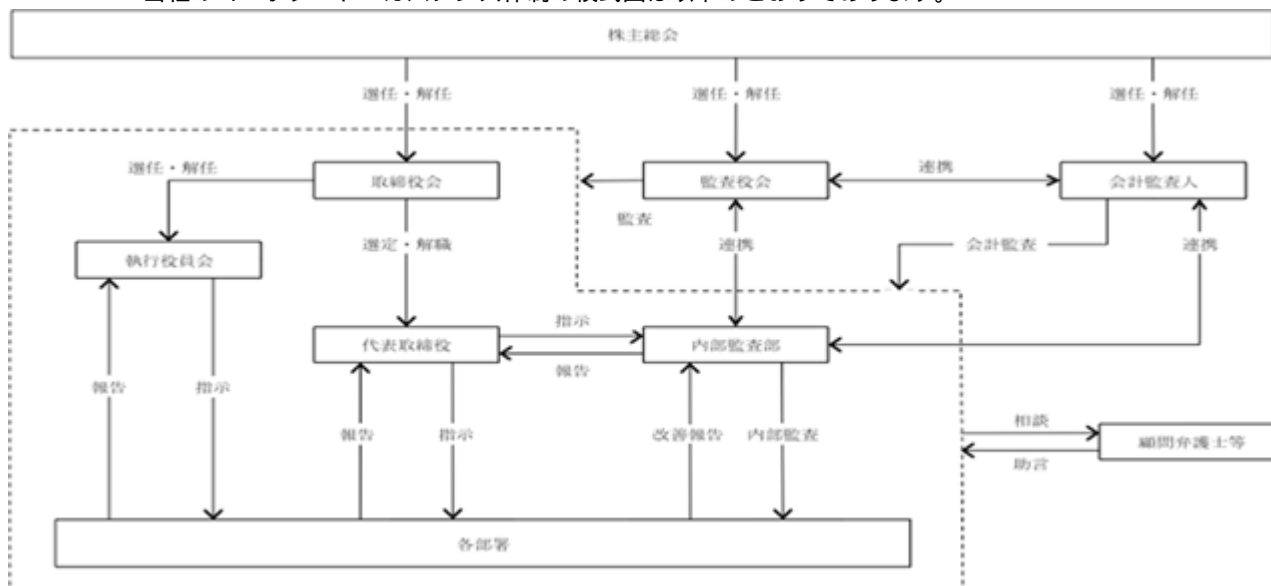
当社は有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結し、定期的な監査のほか、会計上の課題について、随時協議を行う等、適正な会計処理に努めております。

e．執行役員会

当社は業務執行機能の強化を図るため、執行役員制度を導入し、取締役会決議事項等の業務執行に関する重要な事項については、原則として毎月1回開催する執行役員会で審議を行うこととしております。執行役員会は、常勤取締役と執行役員で構成されております。また、常勤監査役は執行役員会に出席し、意見具申等を行うことで業務執行の適法性を監督しております。

ロ．当社のコーポレート・ガバナンス体制

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は以下のとおりであります。



ハ．内部統制システムの整備の状況

当社は、「内部統制システム構築の基本方針」を定め、取締役会その他重要会議により当社の職務の執行が効率的に行われ、法令及び定款に適合することを確保する体制作りにも努めております。その他役職員の職務遂行に対し、監査役及び内部監査担当者がその業務執行状況を監視し、随時必要な監査手続を実施しております。

二．子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社の子会社の業務の適正を確保するための体制といったしましては、当社各取締役はいずれかの子会社の代表取締役又は取締役として経営に参画しており、当社取締役会においてその職務の執行に関して必要に応じて報告する体制となっております。また、各子会社の役員を兼務する当社取締役は、子会社の損失の危険の管理、子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、適切な管理及び報告を行っております。

ホ．内部監査及び監査役監査の状況

当社では代表取締役直轄の内部監査部を設け、内部監査部長1名が内部監査を実施しております。内部監査は、「内部監査規程」に基づき、会社の業務運営が法令ならびに会社の規程類を遵守して適正に行われているかを評価することを目的として実施しております。

また、監査役は、定期的な監査役会の開催のほか、取締役会への出席、その他社内的重要な会議への出席、会社財産の調査及び業務の調査等を通じて取締役の業務を十分に監査できる体制となっており、不正行為又は法令もしくは定款に違反する事実の発生防止にも取り組んでおります。また、必要に応じて、内部監査担当者と意見及び情報の交換を行っております。さらに監査役は、会計監査人より監査結果報告を聴取し、必要に応じて監査計画、監査実施状況等について会計監査人に報告を求めるなど情報の共有を図り、監査機能の有効性・効率性を高めるための取組みを行っております。

ヘ．社外取締役及び社外監査役の状況

当社は、社外取締役1名及び社外監査役3名とすることで、取締役会の牽制及び経営監視機能を強化しております。

ト．会計監査の状況

平成27年8月期における会計監査の体制は以下のとおりであります。

・業務を執行した公認会計士の氏名等

公認会計士の氏名等		所属する監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員	坂井 知倫	有限責任あずさ監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員	平井 清	有限責任あずさ監査法人

(注) 継続監査年数は、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

・監査業務に係る補助者
公認会計士6名、その他1名

リスク管理態勢の整備の状況

当社は、経営企画部が主管部署となり、各部門との情報交換及び情報共有を行うことで、当社のリスクの早期発見と未然防止に努めると共に、顧問弁護士及び常勤監査役ならびに内部監査部長を通報窓口とする内部通報制度を制定しております。

組織的または個人的な法令違反いし不正行為に関する通報等について、適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見を図っております。また、重要、高度な判断が必要とされるリスクが発見された場合には、必要に応じて顧問弁護士、監査法人、税理士、社会保険労務士などの外部専門家及び関係当局などからの助言を受ける体制を構築しております。

社外取締役及び社外監査役との関係

当社の社外取締役は1名、社外監査役は3名であります。

(イ) 社外取締役

和田洋一は、事業会社における豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の社外取締役として適任と判断しております。なお、提出日現在同氏は、当社の新株予約権を200個所有しておりますが、その他の当社との人的・資本的関係、取引関係及びその他利害関係はありません。

(ロ) 社外監査役

亀村明は、長年にわたる金融業界での職務経験及び上場企業の取締役としての経験を有していることから、社外監査役として適任であると判断しております。なお、提出日現在同氏は、当社の株式を2,500株、新株予約権を1個所有しておりますが、その他の当社との人的・資本的関係、取引関係及びその他利害関係はありません。

中町昭人は、弁護士として企業法務に精通し、その専門家としての豊富な経験、法律に関する高い見識等を有していることから、社外監査役として適任であると判断しております。なお、提出日現在同氏は、当社の新株予約権を1個所有しておりますが、その他の当社との人的・資本的関係、取引関係及びその他利害関係はありません。

吉川朋弥は、公認会計士として企業会計に精通し、その専門家としての豊富な経験、会計・監査に関する高い見識等を有していることから、社外監査役として適任であると判断しております。なお、提出日現在同氏は、当社の新株予約権を1個所有しておりますが、その他の当社との人的・資本的関係、取引関係及びその他利害関係はありません。

また、当社では社外役員を選任するための独立性に関する基準または方針としての特段の定めはありませんが、経歴、当社との関係等から個別に判断し、当社からの独立性を確保できる方を候補者として選任することとしております。

なお、社外役員は、取締役会又は監査役会等を通じて、監査役監査、内部監査及び会計監査の報告を受けるとともに、必要に応じて適宜打合せを行い、相互連携を図っております。

役員の報酬等

イ．提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	ストック・オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	32,608	32,608	-	-	-	3
社外取締役	3,333	3,333	-	-	-	1
社外監査役	9,199	9,199	-	-	-	1

ロ．提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ．使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

ニ．役員の報酬等の額の決定に関する基本方針

取締役の報酬額は、平成23年4月27日開催の臨時株主総会において月額10,000千円以内と定められております。また、監査役の報酬額は、平成23年4月27日開催の臨時株主総会において月額1,500千円以内と定められております。

これらの報酬額の決定は、役割、会社への貢献度等を勘案して決定しております。

個別の役員への配分につきましては、上記の範囲内で、役員規程に基づき、取締役会または監査役会にて決定しております。

取締役の定数

当社の取締役の定数は6名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨を定款で定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

責任限定契約の内容の概要

当社と取締役(業務執行取締役等を除く。)及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	8,000	-	13,000	1,350
連結子会社	-	-	-	-
計	8,000	-	13,000	1,350

【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

当社の連結子会社であるMetaps Pte. Ltd.は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているKPMGのメンバーファームに対して、監査証明業務に基づく報酬3,050千円及び台湾支店の財務支援業務に基づく報酬を支払っております。

(当連結会計年度)

当社の連結子会社であるMetaps Pte. Ltd.は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているKPMGのメンバーファームに対して、監査証明業務に基づく報酬3,861千円及び台湾支店の財務支援業務に基づく報酬を支払っております。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、「監査人から引受事務幹事会社への書簡」及び「財務諸表等以外の財務情報に関する調査の報告」作成業務であります。

【監査報酬の決定方針】

監査報酬については、当社グループの規模、特性及び監査日数等の諸要素を勘案し、監査役会の同意のもと、取締役会で決定しております。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成26年9月1日から平成27年8月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成26年9月1日から平成27年8月31日まで）の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。その内容は以下のとおりであります。

会計基準の内容を適切に把握し、同基準の変更等に的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、企業会計基準委員会や監査法人等の行う研修へ参加することにより、社内における専門知識の蓄積に努めております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年8月31日)	当連結会計年度 (平成27年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	249,987	7,783,420
売掛金	475,750	719,906
その他	87,464	258,903
流動資産合計	813,202	8,762,230
固定資産		
有形固定資産		
その他	20,895	67,425
減価償却累計額	12,430	26,258
有形固定資産合計	8,465	41,167
無形固定資産		
その他	254,159	403,291
無形固定資産合計	254,159	403,291
投資その他の資産		
その他	34,799	56,284
投資その他の資産合計	34,799	56,284
固定資産合計	297,424	500,743
繰延資産		
株式交付費	6,668	32,059
繰延資産合計	6,668	32,059
資産合計	1,117,294	9,295,033

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年8月31日)	当連結会計年度 (平成27年8月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	328,708	660,172
1年内返済予定の長期借入金	14,021	-
その他	108,959	603,375
流動負債合計	451,688	1,263,547
固定負債		
社債	500,000	-
長期借入金	8,766	-
退職給付に係る負債	2,731	2,831
長期未払費用	60,830	-
その他	4,941	8,113
固定負債合計	577,269	10,945
負債合計	1,028,958	1,274,493
純資産の部		
株主資本		
資本金	479,261	4,628,469
資本剰余金	468,263	4,617,471
利益剰余金	869,367	1,260,352
株主資本合計	78,157	7,985,588
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	10,179	6,774
その他の包括利益累計額合計	10,179	6,774
少数株主持分	-	28,176
純資産合計	88,336	8,020,540
負債純資産合計	1,117,294	9,295,033

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)
売上高	2,265,073	4,126,252
売上原価	1,719,239	3,508,457
売上総利益	545,834	617,794
販売費及び一般管理費	1,034,715	1,937,840
営業損失()	488,881	320,045
営業外収益		
為替差益	25,646	19,599
その他	855	4,242
営業外収益合計	26,502	23,842
営業外費用		
社債利息	41,543	29,859
株式交付費償却	4,385	8,103
株式公開費用	-	10,674
その他	1,831	4,295
営業外費用合計	47,759	52,933
経常損失()	510,138	349,136
特別損失		
固定資産除却損	-	2,170
本社移転費用	-	6,912
特別損失合計	-	8,620
税金等調整前当期純損失()	510,138	357,756
法人税、住民税及び事業税	679	30,051
少数株主損益調整前当期純損失()	510,818	387,807
少数株主利益	-	3,176
当期純損失()	510,818	390,984

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)
少数株主損益調整前当期純損失()	510,818	387,807
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	4,121	3,404
その他の包括利益合計	4,121	3,404
包括利益	506,696	391,212
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	506,696	394,389
少数株主に係る包括利益	-	3,176

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）

（単位：千円）

	株主資本				その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	479,261	468,263	358,549	588,975	6,057	6,057	595,033
当期変動額							
当期純損失（ ）			510,818	510,818			510,818
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					4,121	4,121	4,121
当期変動額合計	-	-	510,818	510,818	4,121	4,121	506,696
当期末残高	479,261	468,263	869,367	78,157	10,179	10,179	88,336

当連結会計年度（自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日）

（単位：千円）

	株主資本				その他の包括利益累計額		少数株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	479,261	468,263	869,367	78,157	10,179	10,179	-	88,336
当期変動額								
新株の発行	4,149,207	4,149,207		8,298,415				8,298,415
当期純損失（ ）			390,984	390,984				390,984
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					3,404	3,404	28,176	24,772
当期変動額合計	4,149,207	4,149,207	390,984	7,907,430	3,404	3,404	28,176	7,932,203
当期末残高	4,628,469	4,617,471	1,260,352	7,985,588	6,774	6,774	28,176	8,020,540

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失()	510,138	357,756
減価償却費	31,682	64,285
社債利息	41,543	29,859
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	2,731	207
売上債権の増減額(は増加)	268,706	183,710
仕入債務の増減額(は減少)	48,784	251,520
前受金の増減額(は減少)	25,540	147,773
預り金の増減額(は減少)	39,288	222,003
その他	82,241	71,311
小計	722,597	102,873
利息の受取額	111	499
利息の支払額	824	91,037
法人税等の支払額	5,852	14,198
営業活動によるキャッシュ・フロー	729,163	1,863
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	6,047	42,149
無形固定資産の取得による支出	169,684	189,660
投資その他の資産の増減額(は増加)	11,719	22,127
その他	1,303	4,978
投資活動によるキャッシュ・フロー	188,755	258,914
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額(は減少)	16,672	-
長期借入金の返済による支出	23,486	22,787
株式の発行による収入	-	7,764,831
少数株主からの払込みによる収入	-	25,000
その他	-	1
財務活動によるキャッシュ・フロー	40,158	7,767,043
現金及び現金同等物に係る換算差額	13,252	27,167
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	944,824	7,533,432
現金及び現金同等物の期首残高	1,194,812	249,987
現金及び現金同等物の期末残高	1,249,987	1,778,420

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 5社

Metaps Pte. Ltd.

株式会社デジタルサイエンスラボ

Metaps Korea Inc.

盈利点信息科技有限公司(上海)有限公司

Metaps Europe Limited

上記のうち、株式会社デジタルサイエンスラボ、Metaps Korea Inc.については、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
盈利点信息科技有限公司	12月31日 1

1: 連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

商品 総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

当社及び国内連結子会社は定率法、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8年～15年

工具、器具及び備品 3年～6年

ロ 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3～5年)で償却しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

ポイント引当金

将来のユーザによるポイント利用に伴う費用負担に備えるため、翌連結会計年度以降に利用されると見込まれるポイント総額を計上しております。

(4) 重要な繰延資産の処理の方法

株式交付費 3年間で均等償却しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

在外子会社は、所在地国の法律に基づき従業員の退職給付に係る負債を計上しております。

退職給付に係る負債の計算は、簡便法により、在外子会社の退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法により算定しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

随時引き出し可能な預金からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「有形固定資産」の「建物」、「工具、器具及び備品」、「無形固定資産」の「ソフトウエア」、「ソフトウエア仮勘定」、「流動負債」の「未払金」、「未払費用」、「前受金」、「固定負債」の「資産除去債務」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「有形固定資産」の「建物」7,171千円、「工具、器具及び備品」13,724千円、「無形固定資産」の「ソフトウエア」163,006千円、「ソフトウエア仮勘定」89,611千円、「流動負債」の「未払金」18,133千円、「未払費用」18,585千円、「前受金」28,386千円、「固定負債」の「資産除去債務」4,941千円は、それぞれ「その他」として組み替えております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「株式交付費償却」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた5,391千円は、「株式交付費償却」4,385千円、「その他」のうち1,006千円として組み替えております。

前連結会計年度において独立掲記しておりました「営業外収益」の「受取利息」、「営業外費用」の「支払利息」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においてはそれぞれ「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「受取利息」に表示していた111千円、「営業外費用」の「支払利息」に表示していた824千円は、それぞれ「その他」として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「預り金の増減額」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた43,666千円は、「預り金の増減額」39,288千円、「その他」のうち82,955千円として組み替えております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「受取利息」、「支払利息」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表

示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「受取利息」に表示していた111千円、「支払利息」に表示していた824千円は、それぞれ「その他」として組み替えております。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)
広告宣伝費	369,142千円	25,618千円
給料手当	244,759	358,634

2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
建物	- 千円	1,707千円

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)
為替換算調整勘定		
当期発生額	4,121	3,404
組替調整額	-	-
税効果調整前	4,121	3,404
税効果額	-	-
為替換算調整勘定	4,121	3,404
その他の包括利益合計	4,121	3,404

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

	当連結会計年度期 首株式数(千株)	当連結会計年度増 加株式数(千株)	当連結会計年度減 少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式数				
普通株式	691	-	-	691
A種優先株式	98	-	-	98
合計	790	-	-	790

2. 自己株式に関する事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末 残高(千円)
			当連結会 計年度期 首	増加	減少	当連結会 計年度末	
提出会社	第1回無担保転換社 債型新株予約権付社 債	A種優先株式	88,697	-	-	88,697	-
	平成25年 第6回新 株予約権	A種優先株式	32,259	-	-	32,259	-
	ストックオプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	-

4. 配当に関する事項
該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

	当連結会計年度期 首株式数(千株)	当連結会計年度増 加株式数(千株)	当連結会計年度減 少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式数				
普通株式	691	11,640	-	12,332
A種優先株式	98	2,096	2,194	-
B種優先株式	-	2,058	2,058	-
合計	790	15,795	4,252	12,332

(注) 1. 当社は、平成27年2月6日付で1株につき10株の割合で株式分割を行っております。

2. 普通株式の発行済株式総数の増加11,640千株は、株式分割による増加6,223千株、新株予約権の権利行使による新株の発行による増加12千株、A種優先株式及びB種優先株式の普通株式への転換による増加4,252千株、公募増資による新株の発行による増加1,152千株であります。

3. A種優先株式の発行済株式総数の増加2,096千株は、株式分割による増加887千株、転換社債型新株予約権付社債及び第6回新株予約権の行使による新株の発行による増加1,209千株であります。

4. A種優先株式の発行済株式総数の減少2,194千株は、消却による減少であります。

5. B種優先株式の発行済株式総数の増加2,058千株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

6. B種優先株式の発行済株式総数の減少2,058千株は、消却による減少であります。

2. 自己株式の種類及び総数

	当連結会計年度期首株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減少株式数(千株)	当連結会計年度末株式数(千株)
自己株式				
A種優先株式	-	2,194	2,194	-
B種優先株式	-	2,058	2,058	-
合計	-	4,252	4,252	-

- (注) 1. A種優先株式の自己株式の増加2,194千株は、A種優先株主より株式取得請求権の行使を受けたことによるものであります。
2. A種優先株式の自己株式の減少2,194千株は、消却による減少であります。
3. B種優先株式の自己株式の増加2,058千株は、A種優先株主より株式取得請求権の行使を受けたことによるものであります。
4. B種優先株式の自己株式の減少2,058千株は、消却による減少であります。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債	A種優先株式	88,697	-	88,697	-	-
	平成25年 第6回新株予約権	A種優先株式	32,259	-	32,259	-	-
	ストックオプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	-

(注) 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第6回新株予約権の当連結会計年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)
現金及び預金勘定	249,987千円	7,783,420千円
現金及び現金同等物	249,987	7,783,420

2. 重要な非資金取引の内容
新株予約権に関するもの

	前連結会計年度 (自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)
新株予約権の行使による資本金増加額	- 千円	249,999千円
新株予約権の行使による資本準備金増加額	-	249,999
新株予約権の行使による新株予約権付社債減少額	-	500,000

なお、上記には転換社債の転換によるものをそれぞれ含んでおります。

(リース取引関係)

重要性が乏しいため省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入金や社債発行)を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外での事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金の残高の範囲内にあります。

借入金、新株予約権付社債は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後2年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスクの管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社グループは、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金融機関より金融商品に関する情報を収集し定期的に借入先及び契約内容の見直しを実施しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社はグループ、各部署からの報告に基づき担当部署が適時資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

前連結会計年度（平成26年8月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	249,987	249,987	-
(2) 売掛金	475,750	475,750	-
資産計	725,738	725,738	-
(1) 買掛金	328,708	328,708	-
(2) 1年内返済予定の長期借入金	14,021	14,021	-
(3) 未払金	18,133	18,133	-
(4) 社債	500,000	559,385	59,385
(5) 長期借入金	8,766	8,762	4
負債計	869,628	929,009	59,381

当連結会計年度（平成27年8月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	7,783,420	7,783,420	-
(2) 売掛金	719,906	719,906	-
資産計	8,503,326	8,503,326	-
(1) 買掛金	660,172	660,172	-
(2) 未払金	90,608	90,608	-
負債計	750,781	750,781	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 1年内返済予定の長期借入金、並びに(3) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債

これらの時価は、市場価格がないため、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（平成26年8月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	249,987	-	-	-
売掛金	475,750	-	-	-
合計	725,738	-	-	-

当連結会計年度（平成27年8月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	7,783,420	-	-	-
売掛金	719,906	-	-	-
合計	8,503,326	-	-	-

3. 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（平成26年8月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
1年内返済予定の長期借入金	14,021	-	-	-	-	-
社債	-	500,000	-	-	-	-
長期借入金	-	7,870	896	-	-	-
合計	14,021	507,870	896	-	-	-

当連結会計年度（平成27年8月31日）

該当事項はありません。

(有価証券関係)

当社は、有価証券を所有しておりませんので、該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を利用しておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

在外子会社は、所在地国の法律に基づき従業員の退職給付に係る負債を計上しております。

退職給付に係る負債の計算は、簡便法により、在外子会社の退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法により算定しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	- 千円	2,731千円
退職給付費用	2,587	2,385
為替差損	144	1
退職給付の支払額	-	2,286
制度への拠出額	-	-
退職給付に係る負債の期末残高	2,731	2,831

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (平成26年8月31日)	当連結会計年度 (平成27年8月31日)
積立型制度の退職給付債務	- 千円	- 千円
年金資産	-	-
非積立型制度の退職給付債務	-	-
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	-	-
退職給付に係る負債	2,731	2,831
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,731	2,831

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度2,587千円 当連結会計年度 2,385千円

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成22年7月29日株主総会 第1回新株予約権	平成23年6月30日株主総会 第2回新株予約権	平成23年6月30日株主総会 第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名	当社取締役4名 当社従業員2名	当社監査役1名 当社従業員2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 250,000株	普通株式 415,000株	普通株式 7,500株
付与日	平成23年3月1日	平成23年7月20日	平成24年2月21日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成25年3月1日 至 平成28年3月2日	自 平成25年7月20日 至 平成28年7月19日	自 平成26年2月21日 至 平成29年2月20日

	平成23年6月30日株主総会 第4回新株予約権	平成24年11月30日株主総会 第5回新株予約権	平成24年11月30日株主総会 第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員4名	当社取締役2名 当社従業員6名 子会社従業員1名	当社従業員2名 子会社取締役1名 子会社従業員2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 32,500株	普通株式 135,000株	普通株式 36,000株
付与日	平成24年6月20日	平成24年12月1日	平成25年8月26日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成26年6月20日 至 平成29年6月19日	自 平成26年12月1日 至 平成29年11月30日	自 平成27年8月27日 至 平成30年8月26日

	平成25年11月29日株主総会 第8回新株予約権	平成25年11月29日株主総会 第9回新株予約権	平成25年11月28日株主総会 第10回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員5名 子会社従業員1名	当社取締役2名 当社監査役1名 当社従業員49名 子会社取締役2名 子会社従業員16名	当社従業員1名 子会社従業員1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 70,000株	普通株式 201,000株	普通株式 4,000株
付与日	平成26年1月28日	平成26年8月20日	平成26年12月20日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成28年1月29日 至 平成31年1月28日	自 平成28年8月20日 至 平成31年8月19日	自 平成28年12月20日 至 平成31年12月19日

	平成26年11月28日株主総会 第11回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名 当社監査役1名 当社従業員26名 子会社従業員7名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 35,000株
付与日	平成27年5月12日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。
対象勤務期間	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成29年5月12日 至 平成32年5月11日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、平成23年4月27日株式分割(1株につき100株)、平成24年12月6日株式分割(1株につき10株)及び平成27年2月6日株式分割(1株につき10株)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成27年8月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成22年7月29日株主総会 第1回新株予約権	平成23年6月30日株主総会 第2回新株予約権	平成23年6月30日株主総会 第3回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	250,000	307,500	5,000
付与	-	-	-
失効、消却	-	100,000	-
権利確定	250,000	207,500	5,000
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	250,000	207,500	5,000
権利行使	-	-	2,500
失効	-	-	-
未行使残	250,000	207,500	2,500

	平成23年6月30日株主総会 第4回新株予約権	平成24年11月30日株主総会 第5回新株予約権	平成24年11月30日株主総会 第7回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	32,500	110,000	36,000
付与	-	-	-
失効、消却	-	30,000	1,000
権利確定	32,500	80,000	35,000
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	32,500	80,000	35,000
権利行使	5,000	5,000	-
失効	-	-	-
未行使残	27,500	75,000	35,000

	平成25年11月29日株主総会 第8回新株予約権	平成25年11月29日株主総会 第9回新株予約権	平成26年11月28日株主総会 第10回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	65,000	201,000	-
付与	-	-	4,000
失効、消却	-	7,500	-
権利確定	-	-	-
未確定残	65,000	193,500	4,000
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

	平成26年11月28日株主総会 第11回新株予約権
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	-
付与	35,000
失効、消却	1,100
権利確定	-
未確定残	33,900
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

(注) 平成27年2月6日付で株式1株につき10株の株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

単価情報

	平成22年7月29日株主総会 第1回新株予約権	平成23年6月30日株主総会 第2回新株予約権	平成23年6月30日株主総会 第3回新株予約権
権利行使価格 (円)	5	228	228
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な 評価単価 (円)	-	-	-

	平成23年6月30日株主総会 第4回新株予約権	平成24年11月30日株主総会 第5回新株予約権	平成24年11月30日株主総会 第7回新株予約権
権利行使価格 (円)	228	228	228
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な 評価単価 (円)	-	-	-

	平成25年11月29日株主総会 第8回新株予約権	平成25年11月29日株主総会 第9回新株予約権	平成26年11月28日株主総会 第10回新株予約権
権利行使価格 (円)	451	451	451
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な 評価単価 (円)	-	-	-

	平成26年11月28日株主総会 第11回新株予約権
権利行使価格 (円)	2,500
行使時平均株価 (円)	-
付与日における公正な 評価単価 (円)	-

(注) 1. 平成23年4月27日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っており、平成24年12月6日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っており、平成27年2月6日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の価格を記載しております。

2. 行使時平均株価については、行使時点において未公開企業であるため、記載しておりません。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積によっております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、類似会社比準方式によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成26年8月31日)	当連結会計年度 (平成27年8月31日)
繰延税金資産		
減価償却超過額	3,511千円	1,396千円
繰越欠損金	270,497千円	357,304千円
その他	5,767千円	12,182千円
繰延税金資産小計	279,776千円	370,883千円
評価性引当額	279,776千円	370,883千円
繰延税金資産合計	- 千円	- 千円
繰延税金資産の純額	- 千円	- 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため省略しております。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、アプリ収益化事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

売上高は全てアプリ収益化事業の売上高であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位:千円)

日本	アジア	その他の国又は地域	合計
891,046	1,297,599	76,427	2,265,073

(2) 有形固定資産

(単位:千円)

日本	アジア	その他の国又は地域	合計
5,666	2,475	322	8,465

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
IGG Singapore Pte Ltd	254,712	アプリ収益化事業

当連結会計年度(自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

売上高は全てアプリ収益化事業の売上高であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位:千円)

日本	アジア	その他の国又は地域	合計
1,800,243	2,245,908	80,100	4,126,252

(2) 有形固定資産

(単位:千円)

日本	アジア	その他の国又は地域	合計
25,282	15,615	269	41,167

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
Ucool Inc	1,090,679	アプリ収益化事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

重要性が乏しいため省略しております。

(開示対象特別目的会社関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)
1株当たり純資産額	115.39円	650.37円
1株当たり当期純損失金額 ()	64.66円	40.64円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

2. 当社は平成27年2月6日付で株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額を算定しております。

3. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)
当期純損失金額 () (千円)	510,818	390,984
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る当期純損失金額 () (千円)	510,818	390,984
普通株式の期中平均株式数 (千株)	7,901	9,619
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	「第4 提出会社の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年8月31日)	当連結会計年度 (平成27年8月31日)
純資産の部の合計額 (千円)	88,336	8,020,540
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	1,000,010	-
(うちA種優先株式) (千円)	1,000,010	-
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	911,673	8,020,540
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (千株)	7,901	12,332
(うち普通株式数) (千株)	6,915	12,332
(うちA種優先株式数) (千株)	986	-

(重要な後発事象)

1. 株式取得による会社等の買収

当社は、平成27年10月27日開催の取締役会において、Nextapps Inc.の株式を取得し、子会社化することについて決議し、平成27年10月30日に株式を取得しております。

(1) 株式取得の目的

当社グループの韓国市場におけるシェア拡大及び収益性の高い事業構築を図ることを目的としております。

(2) 株式取得の相手会社の名称

Youngsik Kim, 代表取締役CEO及びその他経営陣

(3) 買収する相手会社の名称、事業の内容、規模

被取得企業の名称 Nextapps Inc.

事業の内容 モバイル広告プラットフォームの運営

資本金の額 250百万ウォン

- (4) 株式取得の時期
平成27年10月30日
- (5) 取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率
 - 取得する株式の数 25,500株
 - 取得価額 17.85百万ドル
 - 取得後の持分比率 51%
- (6) 支払資金の調達方法及び支払方法
借入金により充当。

2. 多額な資金の借入

当社は、平成27年10月29日、10月30日、11月13日、11月30日を契約日として、下記の借入を行っております。

- (1) 用途
Nextapps Inc.の株式取得資金等
- (2) 借入先の名称
株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行ほか1金融機関
- (3) 借入金額
22億円
- (4) 借入利率
基準金利+スプレッド、短期プライムレート
- (5) 借入実行日
平成27年10月29日、10月30日、11月13日、11月30日
- (6) 最終返済期限
平成30年11月30日
- (7) 担保提供資産又は保証の内容
無
- (8) その他重要な特約等
当社決算数値について一定の条件の財務制限条項が付された契約が含まれております。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率(%)	担保	償還期限
株式会社メタップス	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(注)1	平成年月日 25.3.8	400,000	-	8.0	なし	平成年月日 28.3.31
	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(注)1	25.3.8	50,000	-	8.0	なし	
	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(注)1	25.3.8	50,000	-	8.0	なし	
合計	-	-	500,000	-	-	-	-

(注)1. 新株予約権付社債に関する記載は次のとおりであります。

銘柄	第1回
発行すべき株式	A種優先株式
新株予約権の発行価額	無償
株式の発行価格(円)	5,637
発行価額の総額(千円)	500,000
新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額(千円)	-
新株予約権の付与割合(%)	100%
新株予約権の行使期間	自 平成25年11月1日 至 平成28年8月31日

2. 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債につきましては、その全てが当期において新株予約権の行使により新株式へ転換されたため、該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	14,021	-	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	8,766	-	-	-
合計	22,787	-	-	-

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	-	-	2,966,088	4,126,252
税金等調整前四半期(当期) 純損失金額(千円)()	-	-	265,798	357,756
四半期(当期)純損失金額 (千円)()	-	-	278,093	390,984

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
1株当たり四半期(当期)純 損失金額(円)()	-	-	31.00	40.64円

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損失金額 (円)()	-	-	26.67	9.76

- (注) 1. 当社は、平成27年8月28日付で東京証券取引所マザーズに上場いたしましたので、当連結会計年度の四半期報告書は提出していませんが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間及び当第3四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。
2. 当社は、平成27年2月6日付で株式1株につき10株の株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期(当期)純損失金額を算定しております。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年8月31日)	当事業年度 (平成27年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	107,584	7,255,957
売掛金	1,540,078	1,873,625
商品	-	4,263
前渡金	1,130	2,740
前払費用	3,257	5,167
未収利息	-	15
その他	1,86,213	1,276,981
流動資産合計	738,264	8,418,753
固定資産		
有形固定資産		
建物	7,171	22,507
工具、器具及び備品	8,253	22,940
減価償却累計額	9,758	20,166
有形固定資産合計	5,666	25,282
無形固定資産		
商標権	1,542	1,734
ソフトウェア	163,006	243,934
その他	89,611	157,536
無形固定資産合計	254,159	403,205
投資その他の資産		
関係会社株式	140,520	176,720
関係会社出資金	10,266	10,266
その他	34,799	41,628
投資その他の資産合計	185,586	228,614
固定資産合計	445,412	657,102
繰延資産		
株式交付費	6,668	32,059
繰延資産合計	6,668	32,059
資産合計	1,190,345	9,107,915
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,280,213	1,536,295
1年内返済予定の長期借入金	14,021	-
前受金	528	10,088
未払金	1,35,288	1,38,087
預り金	38,285	251,626
未払費用	8,246	4,439
未払法人税等	629	20,180
前受収益	-	6,418
ポイント引当金	-	155
その他	-	23
流動負債合計	377,211	867,314
固定負債		
社債	500,000	-
長期借入金	8,766	-
資産除去債務	4,941	8,113
退職給付引当金	2,731	-
長期未払費用	60,830	-
固定負債合計	577,269	8,113
負債合計	954,480	875,428

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年8月31日)	当事業年度 (平成27年8月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	479,261	4,628,469
資本剰余金		
資本準備金	468,263	4,617,471
資本剰余金合計	468,263	4,617,471
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	711,660	1,013,454
利益剰余金合計	711,660	1,013,454
株主資本合計	235,864	8,232,486
純資産合計	235,864	8,232,486
負債純資産合計	1,190,345	9,107,915

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)	当事業年度 (自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)
売上高	1,986,793	1,964,020
売上原価	1,680,761	1,534,736
売上総利益	306,032	429,284
販売費及び一般管理費	1,269,273	1,268,037
営業損失()	386,751	255,752
営業外収益		
為替差益	23,788	29,660
その他	1,837	13,012
営業外収益合計	24,625	32,672
営業外費用		
社債利息	41,543	29,859
株式交付費償却	4,385	8,103
株式公開費用	-	10,674
その他	1,134	13,576
営業外費用合計	47,270	52,213
経常損失()	409,396	275,293
特別損失		
特別損失合計	-	8,620
税引前当期純損失()	409,396	283,914
法人税、住民税及び事業税	290	17,879
当期純損失()	409,686	301,793

【売上原価明細書】

区分	前事業年度 (自 平成25年 9月 1日 至 平成26年 8月 31日)		当事業年度 (自 平成26年 9月 1日 至 平成27年 8月 31日)	
	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
仕入	624,860	91.8	1,401,273	91.1
経費	55,900	8.2	137,726	8.9
小計	680,761	100.0	1,539,000	100.0
期首商品たな卸高	-		-	
合計	680,761		1,539,000	
期末商品たな卸高	-		4,263	
当期売上原価	680,761		1,534,736	

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）

（単位：千円）

	株主資本					株主資本合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	479,261	468,263	468,263	301,974	301,974	645,550	645,550
当期変動額							
当期純損失（ ）				409,686	409,686	409,686	409,686
当期変動額合計	-	-	-	409,686	409,686	409,686	409,686
当期末残高	479,261	468,263	468,263	711,660	711,660	235,864	235,864

当事業年度（自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日）

（単位：千円）

	株主資本					株主資本合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	479,261	468,263	468,263	711,660	711,660	235,864	235,864
当期変動額							
新株の発行	4,149,207	4,149,207	4,149,207			8,298,415	8,298,415
当期純損失（ ）				301,793	301,793	301,793	301,793
当期変動額合計	4,149,207	4,149,207	4,149,207	301,793	301,793	7,996,622	7,996,622
当期末残高	4,628,469	4,617,471	4,617,471	1,013,454	1,013,454	8,232,486	8,232,486

【注記事項】

(重要な会計方針)

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|-------|------------------------------------|
| 子会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| たな卸資産 | |
| ・商品 | 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定） |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|--------------|--|
| 有形固定資産 | 定率法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 |
| | 建物 8年～15年 |
| | 工具、器具及び備品 3年～6年 |
| 無形固定資産 | |
| ・自社利用のソフトウェア | 社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法によっております。 |
| ・その他の無形固定資産 | 定額法によっております。 |

(3) 繰延資産の処理方法

- | | |
|-------|-----------------|
| 株式交付費 | 3年間で均等償却しております。 |
|-------|-----------------|

(4) 引当金の計上基準

- | | |
|---------|--|
| ポイント引当金 | 将来のユーザによるポイント利用に伴う費用負担に備えるため、翌事業会計年度以降に利用されると見込まれるポイント総額を計上しております。 |
|---------|--|

(5) 収益及び費用の計上基準

- | |
|------------------------|
| 役務の提供が完了した日を基準としております。 |
|------------------------|

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- イ．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建て金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- ロ．消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、有形固定資産等明細表、引当金明細表については、財務諸表等規則第127条第1項に定める様式に基づいて作成しております。
また、財務諸表等規則第127条第2項に掲げる各号の注記については、各号の会社計算規則に掲げる事項の注記に変更しております。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (平成26年8月31日)	当事業年度 (平成27年8月31日)
短期金銭債権	363,423千円	581,157千円
短期金銭債務	77,950	104,157

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)	当事業年度 (自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)
営業取引による取引高		
売上高	74,042千円	134,317千円
仕入高	-	116,151
営業取引以外の取引高	-	15

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度31%、当事業年度7%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度69%、当事業年度93%であります。
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)	当事業年度 (自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)
給料手当	188,886千円	258,079千円
通信費	80,238	71,520
減価償却費	26,024	52,817

(有価証券関係)

前事業年度(平成26年8月31日)

関係会社株式(貸借対照表計上額は140,520千円)及び関係会社出資金(貸借対照表計上額は10,266千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成27年8月31日)

関係会社株式(貸借対照表計上額は176,720千円)及び関係会社出資金(貸借対照表計上額は10,266千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成26年8月31日)	当事業年度 (平成27年8月31日)
繰延税金資産		
減価償却超過額	3,078千円	1,396千円
繰越欠損金	253,635千円	321,252千円
資産除去債務	1,598千円	2,186千円
その他	4,168千円	9,995千円
繰延税金資産小計	262,481千円	334,831千円
評価性引当額	262,481千円	334,831千円
繰延税金資産合計	- 千円	- 千円
繰延税金資産の純額	- 千円	- 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

1. 株式取得による会社等の買収

当社は、平成27年10月27日開催の取締役会において、Nextapps Inc.の株式を取得し、子会社化することについて決議し、平成27年10月30日に株式を取得しております。

(1) 株式取得の目的

当社グループの韓国市場におけるシェア拡大及び収益性の高い事業構築を図ることを目的としております。

(2) 株式取得の相手会社の名称

Youngsik Kim, 代表取締役CEO及びその他経営陣

(3) 買収する相手会社の名称、事業の内容、規模

被取得企業の名称 Nextapps Inc.

事業の内容 モバイル広告プラットフォームの運営

資本金の額 250百万ウォン

(4) 株式取得の時期

平成27年10月30日

(5) 取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率

取得する株式の数 25,500株

取得価額 17.85百万ドル

取得後の持分比率 51%

(6) 支払資金の調達方法及び支払方法

借入金により充当。

2. 多額な資金の借入

当社は、平成27年10月29日、10月30日、11月13日、11月30日を契約日として、下記の借入を行っております。

(1) 用途

Nextapps Inc.の株式取得資金等

(2) 借入先の名称

株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行ほか1金融機関

(3) 借入金額

22億円

(4) 借入利率

基準金利+スプレッド、短期プライムレート

(5) 借入実行日

平成27年10月29日、10月30日、11月13日、11月30日

(6) 最終返済期限

平成30年11月30日

(7) 担保提供資産又は保証の内容

無

(8) その他重要な特約等

当社決算数値について一定の条件の財務制限条項が付された契約が含まれております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	1,901	22,507	1,650	8,179	14,578	7,928
	工具、器具及び備品	3,765	14,687	-	7,749	10,703	12,237
	計	5,666	37,194	1,650	15,928	25,282	20,166
無形固定資産	商標権	1,542	383	-	191	1,734	
	ソフトウェア	163,006	135,267	86	54,253	243,934	
	その他	89,611	152,107	84,181	-	157,536	
	計	254,159	287,758	84,267	54,444	403,205	

(注) 1. 「ソフトウェア」の「当期増加額」はSPIKE開発によるものであります。

2. 「その他」の「当期増加額」はMetaps Analytics開発によるもの、「当期減少額」は「ソフトウェア」への振替によるものであります。

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
ポイント引当金	-	1,293	1,138	155

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年9月1日から翌年8月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3カ月以内
基準日	8月31日
剰余金の配当の基準日	2月末日 8月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行営業部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、官報に掲載して行う。 公告掲載URL http://corp.metaps.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使できない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定により請求をする権利
- (3) 株主の有する株式に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 単元未満株式の買増しを請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書（有償一般募集増資及び売出し）及びその添付書類

平成27年7月24日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券届出書の訂正届出書

平成27年8月12日及び平成27年8月20日関東財務局長に提出。

平成27年7月24日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

(3) 臨時報告書

平成27年8月28日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。

平成27年11月2日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2（子会社取得の決定）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成27年11月30日

株式会社メタップス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂井 知倫

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 平井 清

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社メタップスの平成26年9月1日から平成27年8月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メタップス及び連結子会社の平成27年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成27年10月27日開催の取締役会において、Nextapps Inc.の株式を取得し、子会社化することについて決議し、平成27年10月30日に株式の51%を取得している。また、会社はこの取引に必要な資金を調達するための借入を行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年11月30日

株式会社メタップス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂井 知倫

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 平井 清

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社メタップスの平成26年9月1日から平成27年8月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メタップスの平成27年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成27年10月27日開催の取締役会において、Nextapps Inc.の株式を取得し、子会社化することについて決議し、平成27年10月30日に株式の51%を取得している。また、会社はこの取引に必要な資金を調達するための借入を行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。